MINATO CITY

MINATO CITY

港区緑と水の総合計画

Minato City Greenery and Water Comprehensive Plan

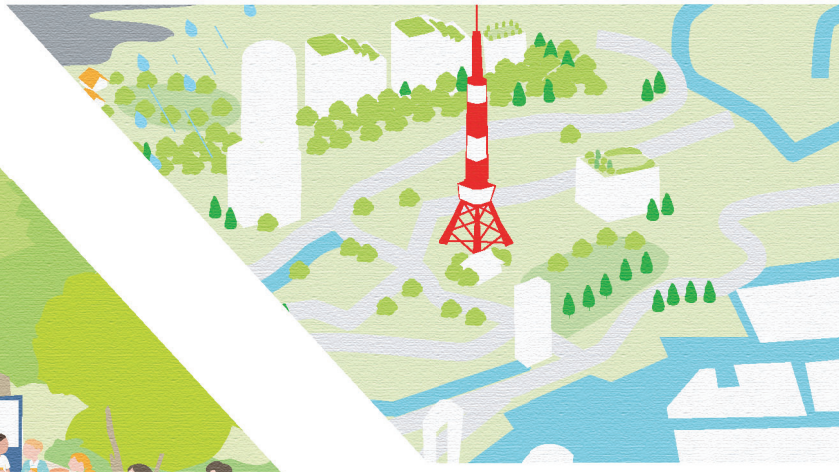

令和3（2021）年2月

港　区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

「緑と水と人がはぐくむ
うるおいある国際生活都市」
の実現をめざして

港区は、都心にありながら起伏に富んだ自然の地形に恵まれ、寺社や大名屋敷の跡地を中心に地域ゆかりの大きな樹木や樹林などの緑と、海をはじめ運河や古川、湧水などの水にも恵まれたまちです。さらに、近年の活発なまちづくりをとおして、地域特性を生かした魅力的で居心地の良い緑と水の空間が多数つくられています。

このような多様で風格ある「港区らしい緑と水」を守り、大切に育てていくため、区民や事業者の皆さんをはじめ、多くの方々からいただいたご意見を参考としながら、このたび、新たに「港区緑と水の総合計画」を策定いたしました。

世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の暮らしを根底から揺るがし、私たちはこれまでにない危機に直面しています。

一方、この危機をきっかけとして、公園や緑地の柔軟な活用や、身近な場所での健康増進など、緑と水の新たな役割も求められるようになりました。このような状況において、人々にうるおいや安らぎを与える緑と水の存在は、より一層重要になってきております。

区は、「港区らしい緑と水」の魅力を生かしながら、区民、事業者の皆さんとの連携で培ったパートナーシップにより、緑と水の保全・創出と質の向上に取り組むことで、港区に住み、働き、訪れるすべての人々が、うるおいある都心の魅力を享受できるまちをめざしてまいります。

そして、多様な主体が緑と水が持つ多様な機能を最大限活用することで、地域の課題解決につなげ、区民一人ひとりがこれまで以上に大切にされ、多様性を認め合いながら、だれもが心地よく暮らし活動できるまちをめざし、本計画に掲げる将来像「緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市」を実現してまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました港区緑と水の委員会の委員の皆さんをはじめ、事業者の皆さん、また数多くの貴重なご意見をいただきました区民の皆さんに心から御礼申し上げます。

令和３（2021）年２月　　港　区　長　武井 雅昭

目　次

第１章　港区緑と水の総合計画 1
1　港区における緑と水の成り立ち 1
2　本計画における「緑と水」とその役割 8
3　港区緑と水の総合計画の役割と位置付け 11
4　計画の対象区域 11
5　計画期間 12
6　計画の構成 13
7　策定の背景 14
8　計画の推進主体 16

第２章　緑と水の現状と課題 17
1　緑と水の現況 17
2　港区の「緑と水の機能」 27
3　これまでの港区の取組 34
4　区民・在勤者の意識 37
5　国や東京都の動向 40
6　現状認識と課題 41
7　策定の方向性 43

第３章　めざす将来像 45
1　めざす将来像 45
2　緑と水によってめざすまちの姿 47
3　緑と水の配置方針 52
4　計画の目標 53

第４章　将来像実現に向けた施策 55
1　施策体系 55
2　施策 57
3　重点的な取組 102

第５章　地区別の方針 119
1　地区別の方針の役割 119
2　芝地区の方針 120
3　麻布地区の方針 124
4　赤坂地区の方針 128
5　高輪地区の方針 132
6　芝浦港南地区の方針 136

第６章　計画の推進と進捗管理 140
１　推進体制 140
２　計画の推進に向けて 141
３　進捗管理 147

資料編 155
１　港区みどりを守る条例 156
２　計画策定の経緯 159
３　用語解説 169
４　参考資料 175

※本計画で掲載している写真は、新型コロナウイルス感染症の拡大前に撮影したものを含んでいます。

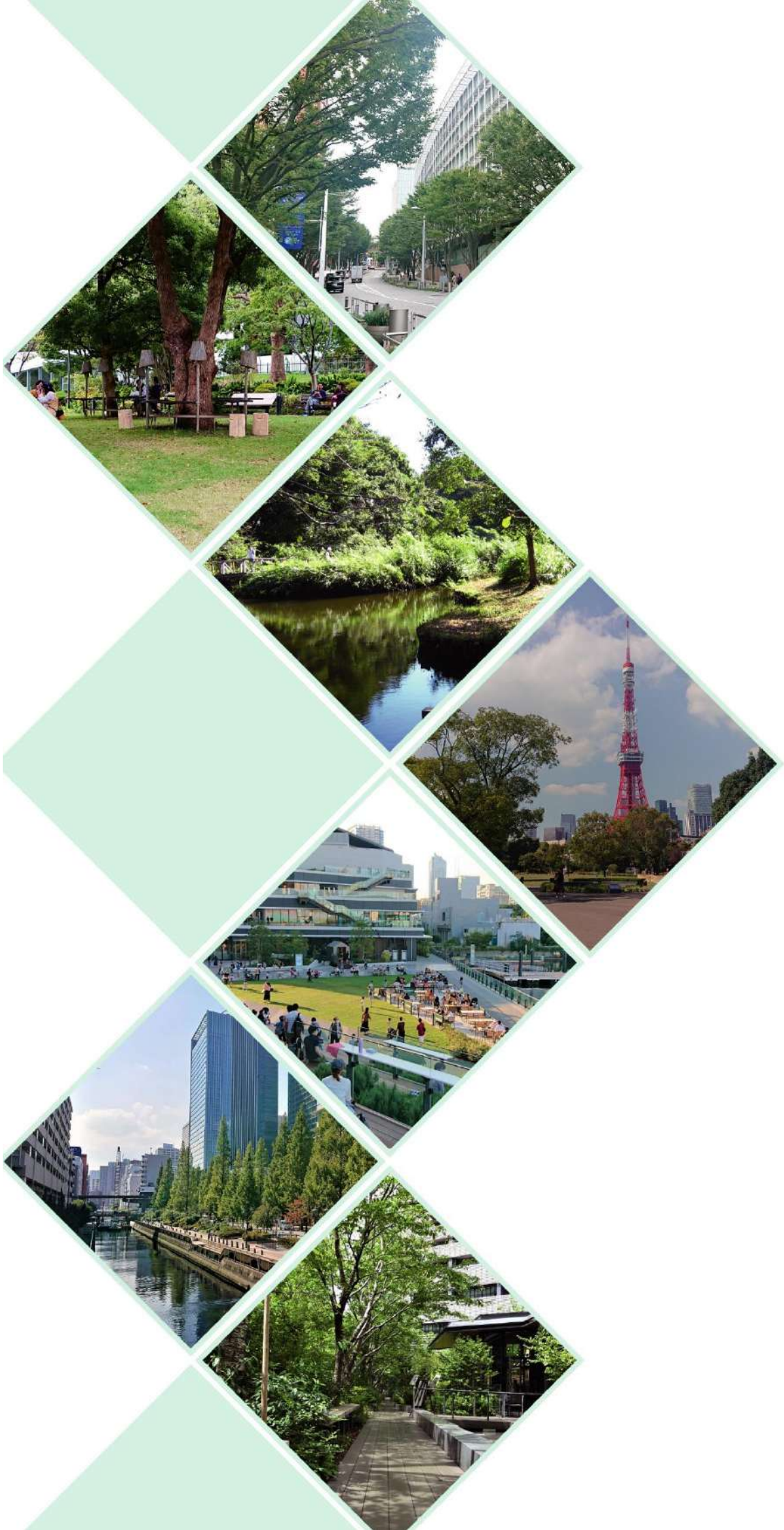

第１章　港区緑と水の総合計画

1　港区における緑と水の成り立ち

（１）豊かな地形の起伏が生み出す多様な緑と水

武蔵野台地の東端に位置する港区の地形は、大きくは西側の台地と、東側に広がる低地、東京湾に面した埋め立て地に分けられ、豊かな地形の起伏が斜面緑地*、湧水*など、港区ならではの緑と水をもたらしています。

台地と低地の境に形成された特徴的な緑と水

台地と低地の境は急な斜面となっており、斜面上には樹林*地が緑の帯となって残されています。斜面の下には、台地上に降った雨が地下水となり湧き出てくる湧水もみられます。江戸時代には湧水や井戸の水を引いた池のある庭園が大名屋敷や寺院の中に設けられ、その一部は公園*や大使館の庭園となって今も残されています。

かつて台地の谷間や尾根を流れていた河川や上水

台地の谷間には、かつて笄川、赤坂川といった河川が流れていました。また、台地の尾根には、江戸のまちに暮らす人々に生活用水を送る上水が通っていました。これらの河川や上水のほとんどは埋め立てられ、現在残っているのは、港区の中央部を西から東に流れる古川と、都立浜離宮恩賜庭園の南を流れる汐留川のみとなっています。

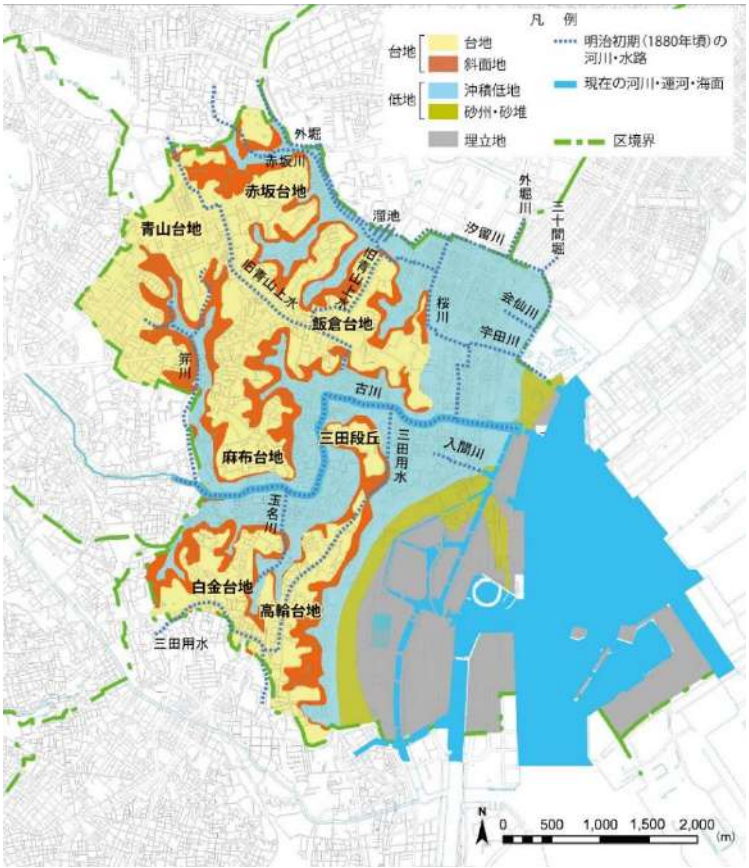

図１－１－１　港区の地形とかつて区内を流れていた河川
（「港区みどりの実態調査」をもとに、河川に関する参考文献として「川の地図辞典 江戸・東京／23区編」（菅原健二 著）を参照し作成）

（２）江戸時代から続くまちづくりによって形成された歴史的なゆかりのある緑と水

区内の緑と水の多くは、江戸・明治期のまちづくり、関東大震災や戦災からの復興事業、そして明治時代末から昭和にかけて進んだ海岸の埋め立て事業の中でつくられ、受け継がれてきました。

▮江戸時代に端を発するゆかりの緑

現在の港区の緑の多くは、江戸時代にその端を発しています。江戸のまちが整備されていく中で、山の手と呼ばれた台地上に武家屋敷、寺社、農地が形成され、人の生活に密接に係わる形で樹林が共存していました。明治時代以降、樹林の多くは伐採され住宅・事務所等になりましたが、寺社や旧武家屋敷跡地、公園、大使館等の一部に樹林や古くからの樹木が残され、まとまった緑を形成しています。

▮震災復興、戦災復興を経て整備が進んだ公園

我が国の公園制度は、明治６（1873）年の太政官布達によって始まりました。そのとき東京都内で初めて誕生した５つの公園の１つが芝公園です。

その後、関東大震災の復興事業により桜田公園と南桜公園、戦災復興事業により飯倉公園、狸穴公園、網代公園、三河台公園、一の橋公園が整備されました。これらの公園は現在、区民や在勤者の憩いの場となっています。

▮明治時代に始まった街路樹整備

日本において街路樹が植えられた歴史は古く、奈良時代には街道沿いに果樹を植え、街道を行き交う人々に休息の場を提供していました。

区内には、明治 37～38（1904～05）年頃、芝区内に 527 本、麻布区内に 53 本、赤坂区内に 369 本の街路樹が植えられていました。桜と柳がほとんどで、芝に柳、赤坂に桜が多かったと記録されています。大正 10（1921）年には、品川、新橋、銀座、上野、浅草に至る幹線道路にイチョウを連ねて都市美を高めたといわれています。

武家屋敷の跡地に現存する斜面状のまとまった緑
（出典：「公開空地等のみどりづくり指針に関する手引（改定）」東京都　（令和２年２月））

戦災復興事業により整備された公園の一つである南桜公園

主要な公園緑地の来歴

- 大名屋敷、寺社境内地に由来する公園緑地
- 震災復興事業により整備された公園
- 戦災復興事業により整備された公園

桜田公園・南桜公園
大正 12（1923）年の関東大震災時に、緑に囲まれた公共空地としての公園が避難所として役立つことが認識され、震災復興都市計画事業において 55 か所におよぶ公園が新設された。このうち 51 か所は小学校に隣接してつくられた。
昭和４（1929）年に南桜小学校に隣接し南桜公園、昭和６（1931）年に桜田小学校に隣接し桜田公園が開園した。

赤坂御用地
紀州徳川家中屋敷。明治５（1872）年に邸と敷地が皇室に献上され赤坂離宮となる。

芝公園
明治６（1873）年、太政官布達により、増上寺の境内を含めて公園となる。

塩釜公園
江戸時代に伊達家の中屋敷があり、明治以後、伊達氏の所有地。震災後、伊達氏が区画整理の機会に塩釜神社を含む一帯の空地を開放した。

有栖川宮記念公園
盛岡藩主、南部家の下屋敷。有栖川宮家所有の後、昭和９（1934）年に東京市公園となる。昭和 50（1975）年、港区に移管される。

旧芝離宮恩賜庭園
元禄年間に大久保忠朝が造った庭園。明治９（1876）年に離宮となった後、大正 13（1924）年から都立公園となる。

国立科学博物館附属自然教育園
南北朝時代、白金長者と呼ばれた豪族・柳下上総介の屋敷だった。

八芳園
江戸時代、大久保彦左衛門の屋敷だった。

凡例
- 樹木で覆われた土地（樹木被覆地）
- 草で覆われた土地（草地）
- 緑化している屋上（屋上緑地）
- 土が露出している土地（裸地）
- 河川・運河（水面）
- 調査区域

（背景は「港区みどりの実態調査（第９次）」による緑被地分布図）

図１－１－２　主要な公園緑地の来歴

江戸の暮らしを支えた古川・用水

港区の中央部を東西に流れる古川は、玉川上水が完成した承応２（1653）年の後、これを水源とすることで水量の豊富な河川となりました。舟運に利用された古川の沿川には複数の河岸が設けられ、都市交通・運輸の重要な役割を担いました。

しかし、東京オリンピック開催に合わせ、昭和 30 年代の道路整備に伴い一部が埋め立てられるとともに、首都高速道路建設により日影ができるようになり、現在では河川としての主な機能は雨水処理となっています。

また、区内には、三田用水、溜池など江戸市中に水を供給していた用水等もありましたが、現在は埋め立てられています。

現在の四之橋付近が
描かれた歌川広重　初代
「名所江戸百景広尾ふる川」
（出典：UKIYO-E 港区立港郷土資料館）

現代の古川（一之橋付近）
（出典：「渋谷川・古川河川整備計画」
東京都　（平成 31 年４月））

図１－１－３　古川周辺の河岸
（出典：国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所ホームページ掲載図を一部トリミング加工）

まちの発展にともなって埋め立てが進んだ海辺

15 世紀に太田道灌（どうかん）が「江戸湊」を開いた当時、海岸線は現在の皇居辺りまで入り込んでおり、日比谷は「日比谷入江」と名付けられた浅瀬でした。

江戸時代に入り、徳川家康が当時の「神田山」（現在の駿河台）を切り崩し、日比谷入江を埋め立て江戸のまちづくりを進めました。江戸時代の海岸線は現在のＪＲ線辺りにあり、本芝公園の辺りには「雑魚場」と呼ばれた魚市場がありました。また、明治時代までは潮干狩りや海水浴のできる自然海浜もありました。

明治時代の末から昭和初期にかけて芝浦・海岸地区、大正から昭和 42（1967）年にかけて港南の海岸部の埋め立てが進み、ほぼ現在の海岸線が形成されました。

ペリー来航後、黒船襲来に備えて築かれた砲台であった台場周辺は、昭和 38～49（1963～74）年に埋め立てられました。平成５（1993）年のレインボーブリッジ開通、平成７（1995）年のゆりかもめ開業を経て商業地や住宅の整備が進み、にぎわいあふれるまちが形成されています。

明治末ごろの高輪
（港区立港郷土歴史館所蔵）

「名所江戸百景芝うら」歌川広重
（出典：国立国会図書館デジタルコレクション）

図１－１－４　東京港拡張の変遷
（出典：国土交通省関東地方整備局
東京港湾事務所ホームページ）

国立国会図書館
デジタルコレクション

東京港拡張の変遷

（３）活発なまちづくりから生み出される新たな緑と水

区内では、これまでのまちづくりの中で蓄積されてきた多様な緑と水を生かしながら、活発なまちづくりを通じて新たな緑と水が生み出されています。

開発事業等から生み出されるオープンスペース*

大規模な開発事業が行われる際には、都市開発諸制度*等のまちづくりに関する様々な制度に基づき、地域の人や働く人が利用できるオープンスペースが設けられます。

区内にある 200 か所以上ものオープンスペースには、緑や水が配置されているものも多く、憩いの場を提供しています。

六本木ヒルズ　毛利庭園
提供：森ビル株式会社

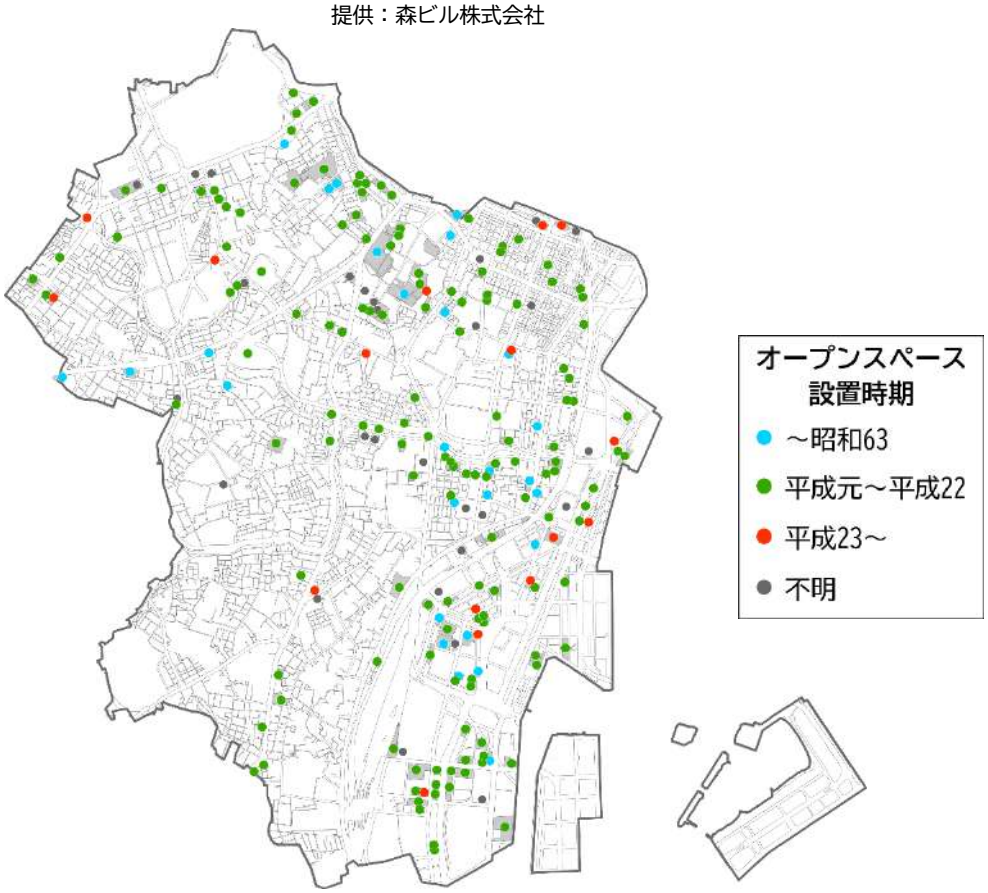

図１－１－５　オープンスペースの分布

公園とオープンスペースが一体となって形づくるまちの新たな魅力

近年では、港区の公園に隣接して整備されるオープンスペースも徐々に増えており、まちの新しい魅力となっています。

東京ミッドタウン六本木
提供：三井不動産株式会社

品川シーズンテラス
（出典：港区みどりの街づくり賞）

2　本計画における「緑と水」とその役割

（１）本計画における「緑と水」の考え方

前項のとおり、区内には、豊かな地形の起伏が生み出す多様な緑と水、江戸時代から続くまちづくりによって形成された歴史的なゆかりをもつ緑と水があり、さらには新たなまちづくりの中で生み出された緑と水もあります。

これらの緑と水は、樹木、樹林、生垣、草花、野草等の植物、その生育基盤となる水、土、大気が一体となって、公園やオープンスペース、古川、運河、海辺などに存在しています。

本計画では、これまでの考え方を継承し、「緑と水」を次のようにとらえます。

この計画における「緑と水」

〇緑（樹木、樹林、生垣、草花、野草等の植物）
〇その生育基盤となる水、土、大気
〇これらによって形成される環境
　（公園、オープンスペース、河川、運河、海辺などの水辺空間、道路（主に歩道））

（２）緑と水が担う役割

▮「グリーンインフラ」で持続可能な魅力あるまちづくりをめざす

近年、自然環境が有する多様な機能を賢く利用する「グリーンインフラ」を通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが求められています。

都市の緑や水を扱う計画に対しても、従来のように緑や水を保全・創出する、限定的な緑地のあり方を描くだけでなく、成熟社会の持続可能性が高いまちづくりに向けて、緑と水の持つ多機能性を生かした都市空間を実現していく手段へと役割を拡大することが期待されています。

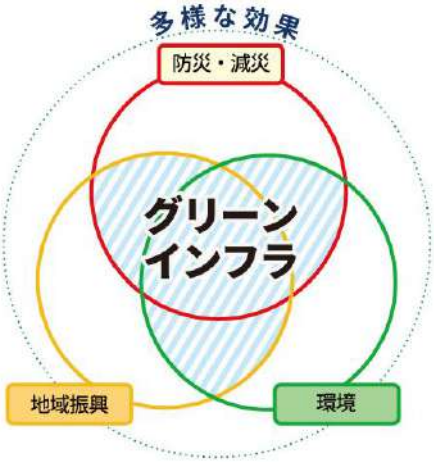

グリーンインフラのイメージ
（出典：国土交通省資料）

▮広域的な観点から、緑と水に求められている役割

首都圏という広域的なエリアの中で、港区を含む中心部の地域では、都市環境負荷の緩和のために緑地や水面等の確保を進めていくことや、首都にふさわしいシンボルとなる緑を育成していくことが期待されています（「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（平成 16（2004）年　国土交通省））。

また、東京都が平成 29（2017）年９月に公表した「都市づくりのグランドデザイン」では、都市の防災性の向上、風格や魅力の感じられるまちづくりの観点から、緑と水を生かしていくことが期待されています。

さらに、港区周辺にある大規模な緑地や、生物の移動経路となり得る水辺等を結ぶ、エコロジカルネットワーク*形成への寄与も求められます。

港区におけるこれからのまちづくりの中で、緑と水に求められている役割

港区の将来人口は今後も増加し、計画期間の令和 11（2029）年には 30 万人を超える予想となっています。平成 27（2015）年国勢調査による港区の昼間人口は、23 区の中で最も多い約 94 万人で、夜間人口の 3.6 倍となっています。

港区は、日本経済をけん引する産業の集積と魅力的なまちづくりを推進することにより、都市の魅力・活力を向上させ、グローバルに活動する企業や海外からの投資の呼び込みにつながっています。また、経済活動の中心地で働く人々が、魅力ある都市空間の中で職住近接の快適な暮らしを享受することができる、都市型ライフスタイルの先進地であるといえます。

港区まちづくりマスタープランに示すように、今後のまちづくりでは、在住者に加え、在勤者、在学者、旅行者など、港区を訪れる多くの人々にとってうるおいある都心の魅力を享受できる、港区ならではの良質な都市空間や居住環境の維持、創造をめざしていきます。

そのためには、健康増進や子育て環境及び楽しく歩ける環境の向上に寄与する整備、地域のにぎわい創出、多様な人々の交流の場づくり、斜面緑地や水辺を生かした港区ならではの景観形成、まちの魅力向上などが、これからの港区のまちづくりにおいて、緑と水に求められます。

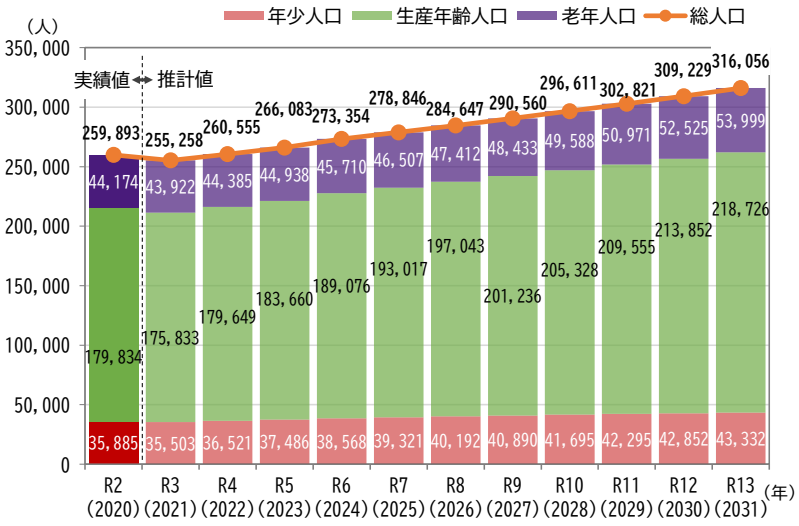

図１－２－１　港区の将来人口推計
（出典：「港区の人口推計」（令和２年 10 月）を基に作成）

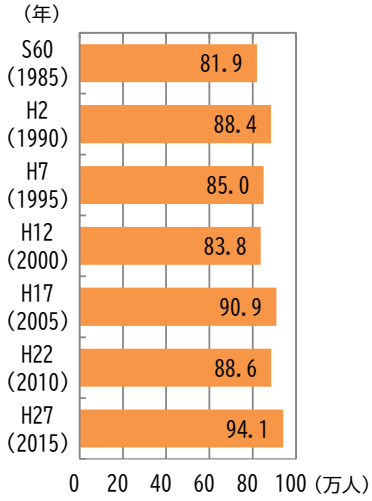

図１－２－２　港区の昼間人口
（出典：「国勢調査結果」（各年総務省統計局）を基に作成）

（出典：「港区まちづくりマスタープラン」（平成 29 年３月））

港区の緑と水が役割を担う「５つの柱」

以上を踏まえ、広域的な観点から求められている役割、これからのまちづくりの中で求められている役割から、グリーンインフラの概念に基づき、港区の緑と水が役割を担う「５つの柱」を整理しました。

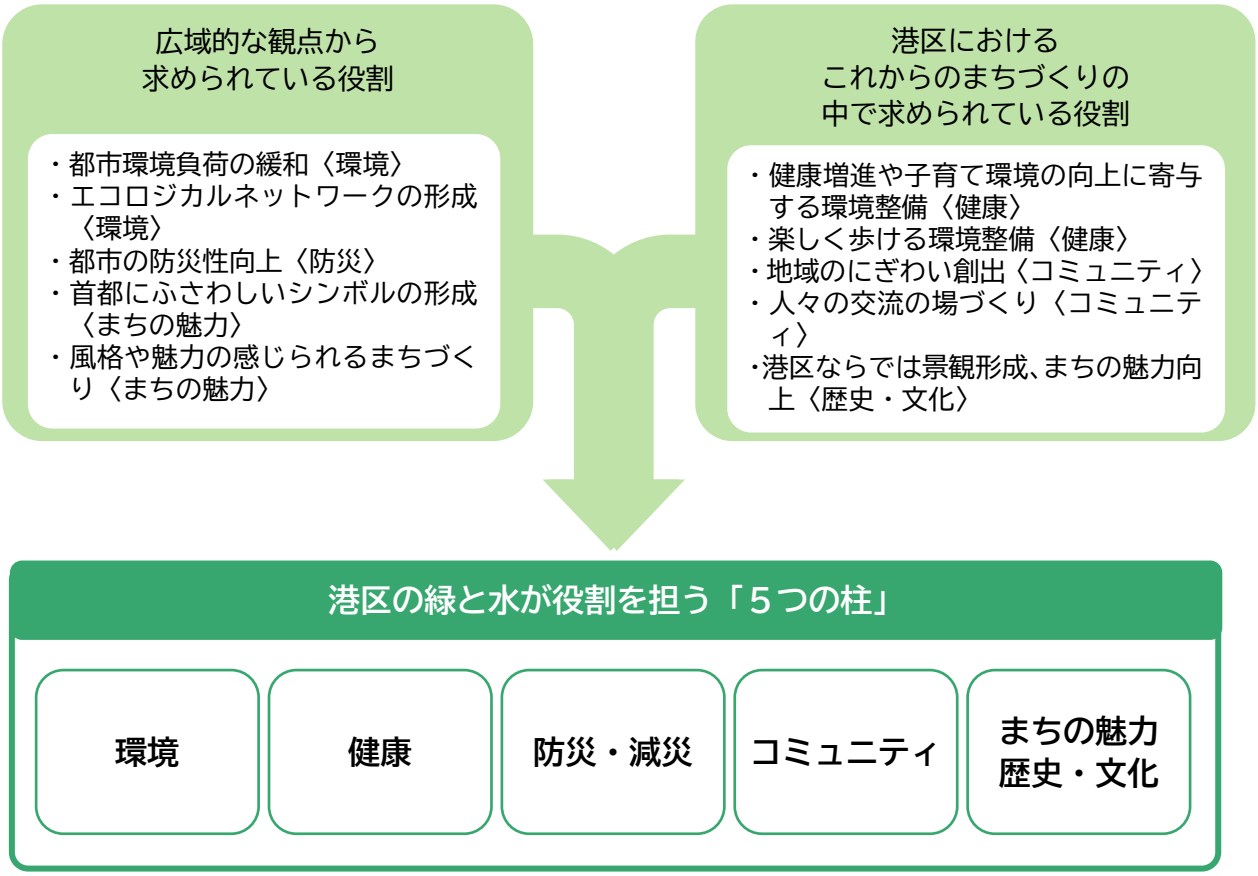

図１－２－３　港区の緑と水が役割を担う「５つの柱」

港区まちづくり
マスタープラン

3 港区緑と水の総合計画の役割と位置付け

「港区緑と水の総合計画」は、都市緑地法第４条に規定される「緑の基本計画」として、「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承して、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化のための施策、地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針等、さらには水辺空間や湧水などの水循環系も含めた、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画です。

港区のまちづくり分野の最上位計画である、港区まちづくりマスタープランの個別計画のひとつとして位置付けられます。

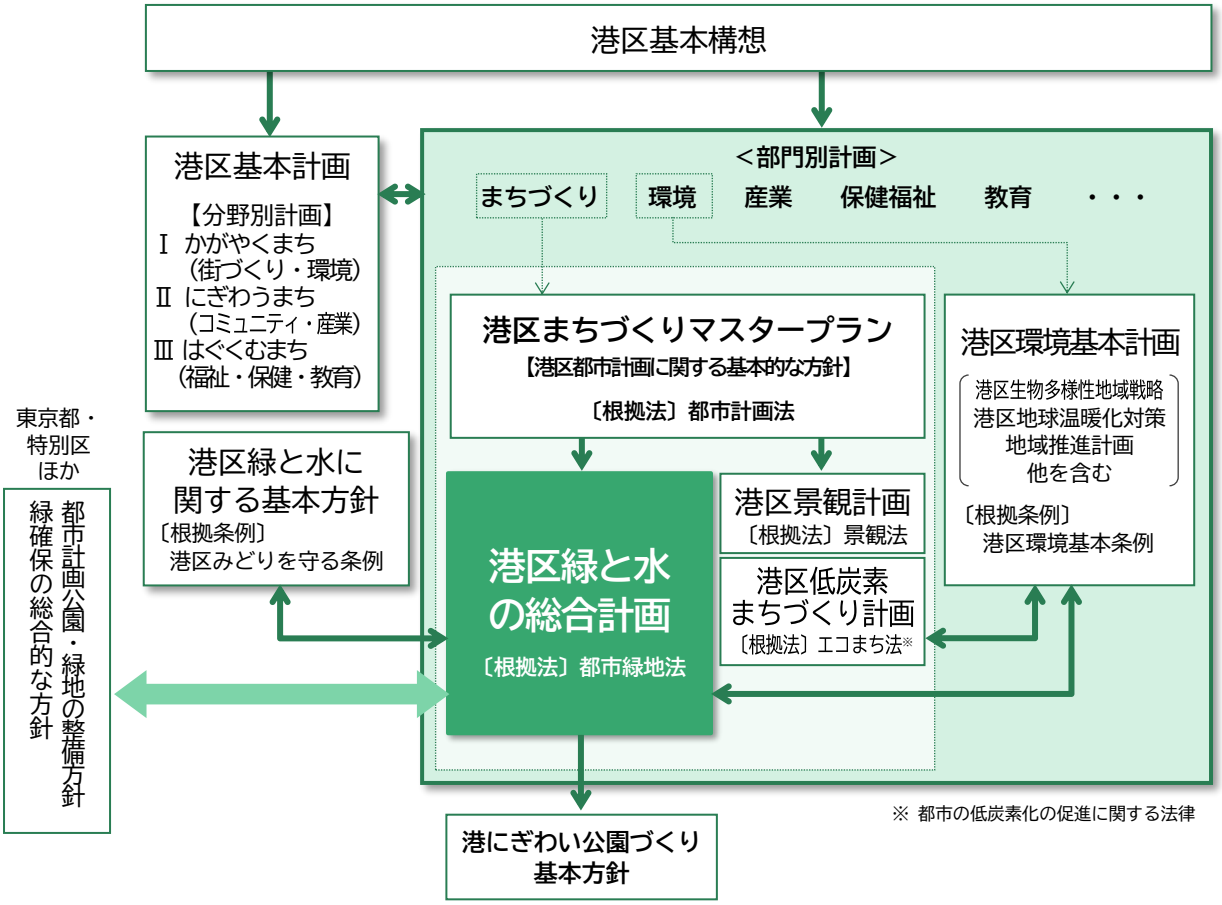

図１－３－１　計画の位置付け

4 計画の対象区域

本計画は、港区全域（面積 20.37 ㎢）を対象区域とします。

なお、港区は全域を緑化重点地区*としています。このため、本計画に記載する施策は、緑化重点地区における緑化の推進に関する事項を兼ねています。

5　計画期間

計画期間は、21 世紀半ばを見据えた上で、令和３（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

おおむね５年ごとに実施する「港区みどりの実態調査」の結果を踏まえて、中間年次に施策の達成状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

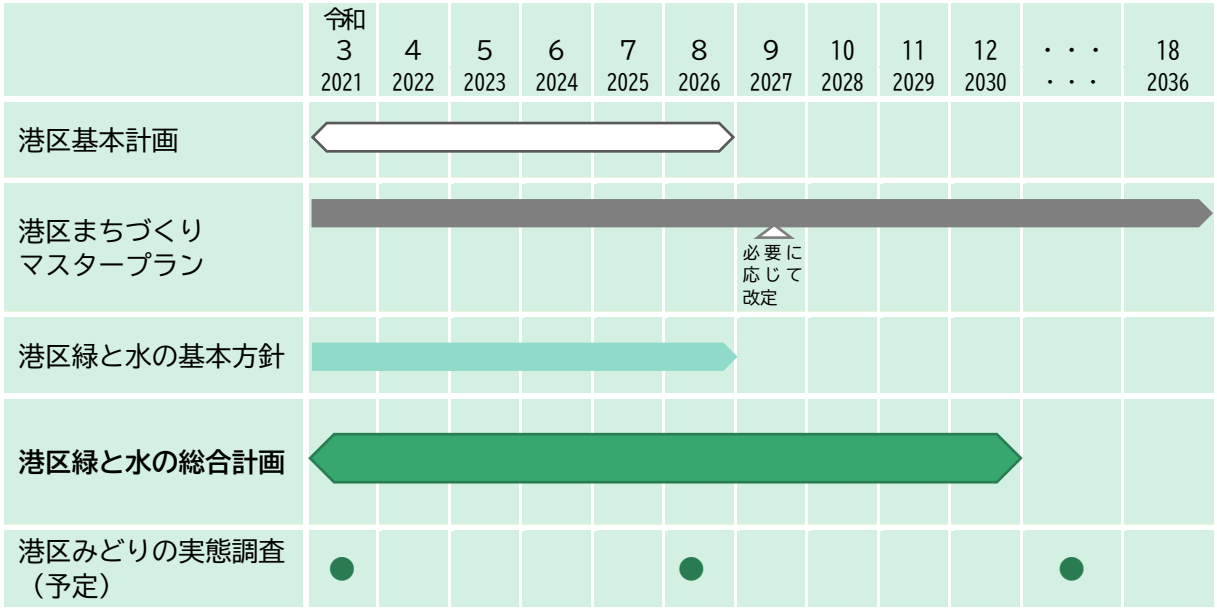

図１－５－１　計画期間

6 計画の構成

本計画は、以下の構成でまちづくりの目標、施策を示します。

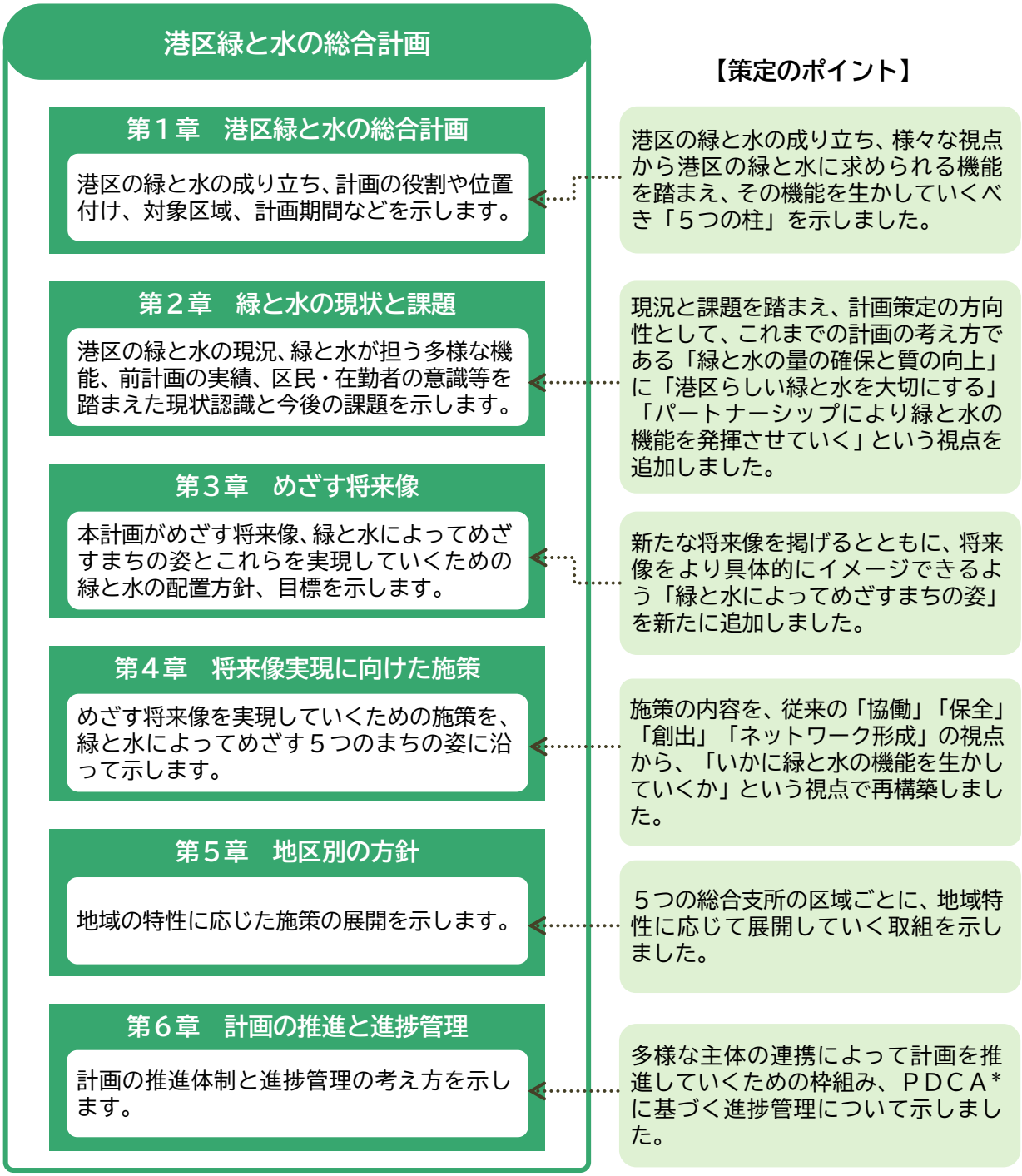

図１－６－１　港区緑と水の総合計画の構成

7 策定の背景

港区では、減りゆく緑と水を守り、自然を維持、回復することで魅力あるまちをつくっていくため、昭和 63（1988）年に「緑と水の総合計画」を策定しました。その後、区民が緑と水にふれあう機会の減少や、ヒートアイランド現象*など高密度化が進む都市特有の環境問題の深刻化などの課題に対応していくため、平成 11（1999）年、平成 23（2011）年に計画を策定し、緑と水の量と質の確保をめざした取組を進めてきました。また、平成 14（2002）年には、健全な水循環系を保全するため、「港区水循環マスタープラン」を策定しました（平成 23（2011）年に緑と水の総合計画に統合）。

前回の計画策定から 10 年が経過し、気候変動との関連性が指摘されている台風の強大化や、短時間にまとまって降る強い雨の増加、都市型水害の危険性の増大、地球温暖化とヒートアイランド現象による暑熱環境の悪化に対し、緑と水が持つ機能を生かして対応していくことが必要とされています。また、公園や緑に関わる国の施策が大きく転換され、民と連携し、公園や緑を柔軟に活用してまちの課題解決や魅力向上に積極的に生かしていくことも求められるようになっています。さらに、港区基本計画や港区まちづくりマスタープラン等の上位・関連計画が策定されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワーク*やオンライン教育が積極的に活用されるなど、新しい生活様式により、人々の暮らしが多様化する時代が到来することが予測されます。今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大による人口動向への影響を注意深く観察し、本計画に計上する取組について柔軟に対応するとともに、景気後退による財政状況の変化も注視し、優先的・重点的に取り組む課題に財源を積極的に配分することにより、取組を進めていきます。

これらの社会経済情勢の変化に対応し、緑と水が持つ多様な機能を生かしてより魅力あるまちづくりを実現していくこと、区民・事業者と区のパートナーシップにより、求められる機能に応じた緑と水を保全・創出し、質を高めていくという考え方に基づいて「港区緑と水の総合計画」を新たに策定しました。

港区緑と水の総合計画
“みなと緑と水のガーデンプラン”
（昭和 63（1988）年）
港区緑と水の総合計画 推進方策
（平成２（1990）年）

■基本テーマ
「もてなしとふれあいのにわづくり」

■施策の柱
○ゆかりの緑と水を大切にする
○もてなしとふれあいの緑と水をつくりだす
○緑と水のまちづくりを活発にする

（背景）
・土地利用の改変に伴う緑と水の喪失
・人口の流出
・身近な環境やコミュニティを基にした生活のうるおいの低下

（緑と水のまちづくりの考え方）
・特色のある地形の構成と魅力ある歴史的文化的資質を生かす
・都市の自然の維持の回復を図り、緑の質を高める
・行政と区民、事業者が協力しあって取り組む

港区緑と水の総合計画（平成 11（1999）年）

■施策の柱（前計画を継承）
○ゆかりの緑と水を大切にする
○もてなしとふれあいの緑と水をつくりだす
○緑と水のまちづくりを活発にする

（背景）
・市街地の高密度化
・自然の緑の減少と装飾的な緑の増加
・緑と水にふれあう機会の減少

（計画策定のねらい）
・緑と水の質・量の充実と効果的な推進方策を示す
・実現する手段と取組方策を示す

港区水循環マスタープラン（平成 14（2002）年）

港区緑と水に関する基本方針
（平成 18（2006）年）

■３つの視点
①緑と水の量の拡大
②緑と水の質の向上
③協働による緑と水のまちづくり

（背景）
・地球温暖化に代表される地球規模の環境問題や、都市部特有の環境問題（ヒートアイランド現象、都市型水害等）の社会問題化

港区緑と水の総合計画（平成 23（2011）年）

■めざす将来像
「いのちはぐくむ緑と水　かがやくまち みなと」

■方針
1　みんなで緑と水を育てよう
2　ゆかりの緑と水を大切にしよう
3　ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう
4　緑と水をつなごう

（背景）
・少子高齢化の進展
・生活スタイルの多様化
・環境や心の豊かさを重視する意識の広がり

（策定の視点）
・区民、事業者、区の取組の一層の推進
・緑と水の視点から都市の環境問題に対応
・新たな法体系や上位・関連計画等との整合

港区緑と水の総合計画（令和３（2021）年）策定

（背景）
・ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）、グリーンインフラなど新たな概念の普及
・緑とオープンスペース政策の新たなステージへの移行（民との連携の加速化、都市公園の柔軟な活用など）
・新型コロナウイルス感染拡大を契機とした暮らしの多様化

（策定の方向性）
・「緑と水の量の確保と質の向上」を継承する
・多様な緑と水＝港区らしい緑と水を大切にする
・暮らしやすく働きやすい、魅力あるまちの実現に向け、緑と水の多様な機能を最大限活用する

図１－７－１　緑と水の総合計画の変遷

8　計画の推進主体

港区においては、住宅や身近な公園、道路で花や緑を育てる区民・事業者の活動、開発事業等を通じたまちづくりの取組が、緑と水の保全・創出・活用において特に重要な役割を果たしています。

本計画では、緑と水を生かした良質な都市空間、居住環境の形成に向け、区民、事業者、区がそれぞれの役割を担いながら協働・連携していくことを重視します。

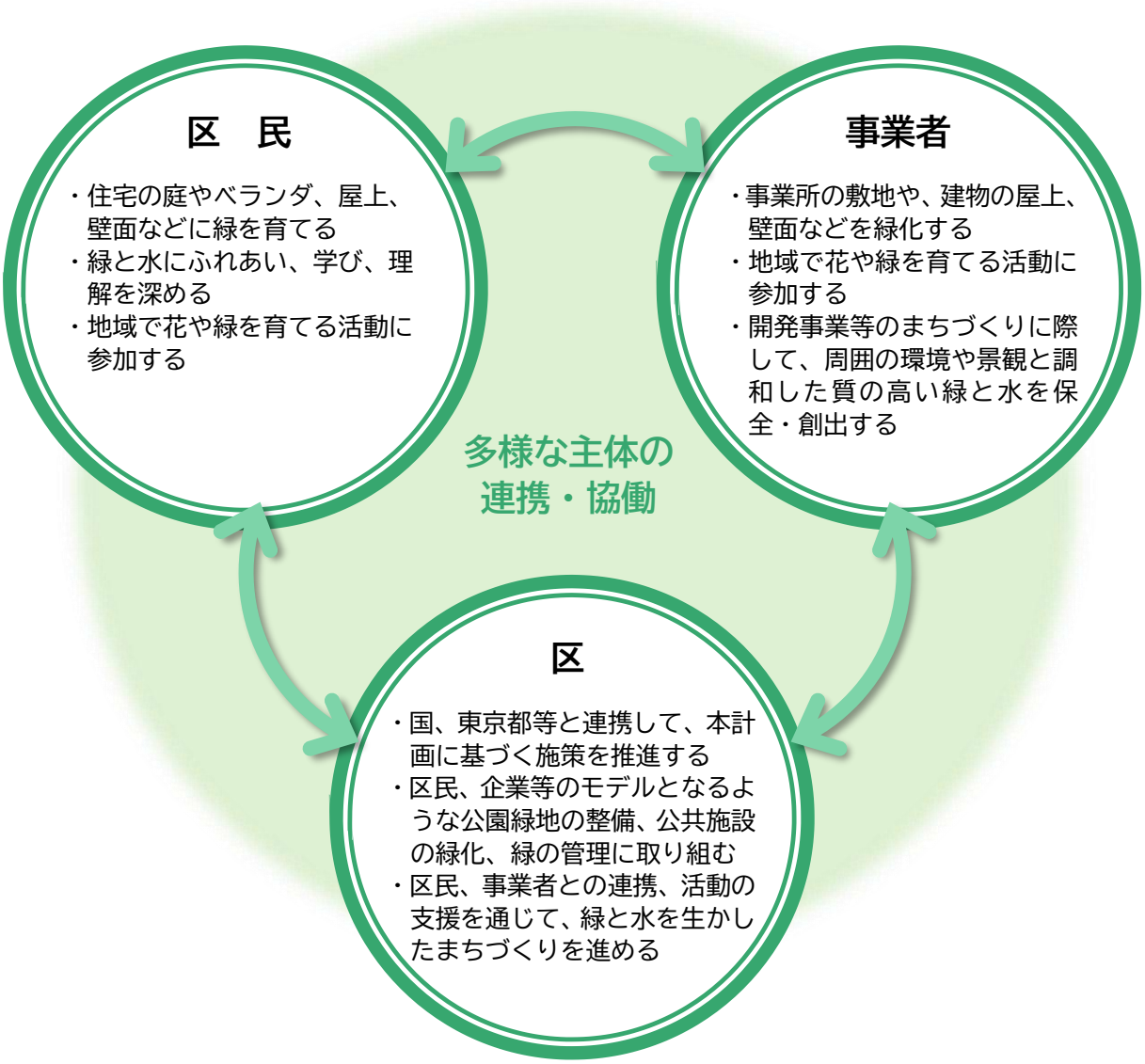

図１－８－１　計画の推進主体と役割

第２章　緑と水の現状と課題

1　緑と水の現況

（１）緑被地面積及び緑被率*の変遷

緑被率　▶　増加傾向から横ばいに変化

港区全体の緑被率は、昭和 54（1979）年度（15.42%）から増加を続けてきました。

平成 18（2006）年度と平成 28（2016）年度の緑被率を比較すると、20.5%から 21.8%に増加していますが、平成 23（2011）年度と平成 28（2016）年度の間は横ばいです。

地区別の緑被率について、平成 23（2011）年度と平成 28（2016）年度を比較すると、増加したのは芝浦港南地区のみで、芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区は減少しています。

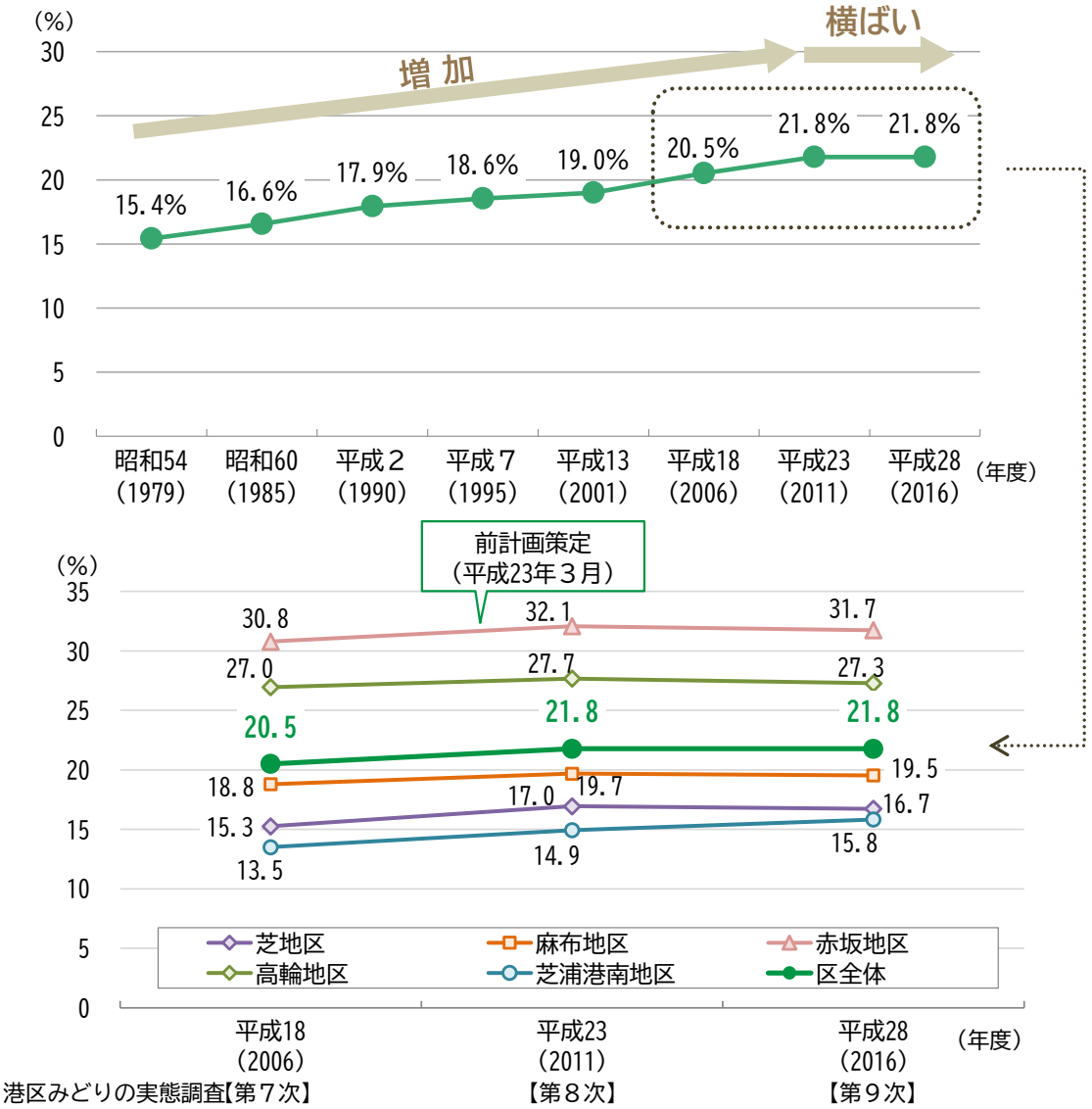

図2－1－1　港区全体の緑被率の推移（上）と平成 18 年度から平成 28 年度の地区別緑被率の推移（下）
（出典：「港区みどりの実態調査」（各年度））

区内の緑の変遷

明治 42（1909）年のみどりの分布

平成 18（2006）年度
【港区みどりの実態調査（第７次）】 20.5%

平成 23（2011）年度
【港区みどりの実態調査（第８次）】 21.8%

平成 28（2016）年度
【港区みどりの実態調査（第９次）】 21.8%

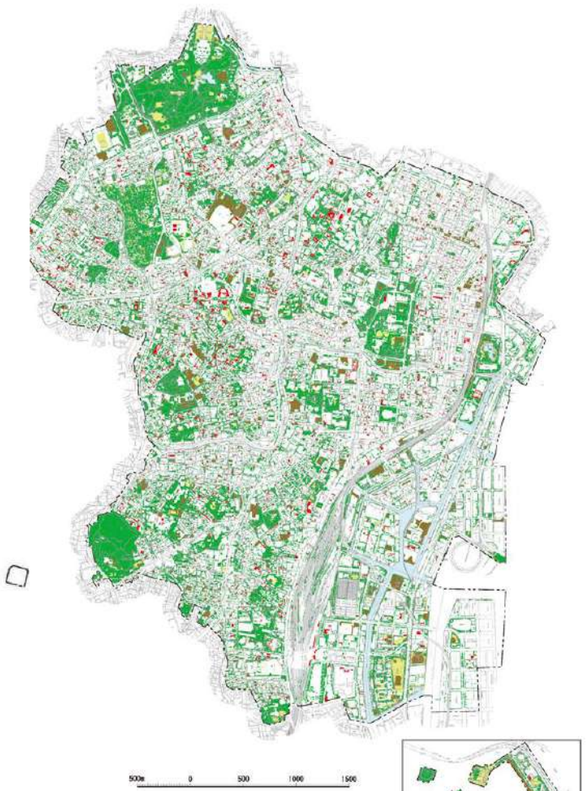

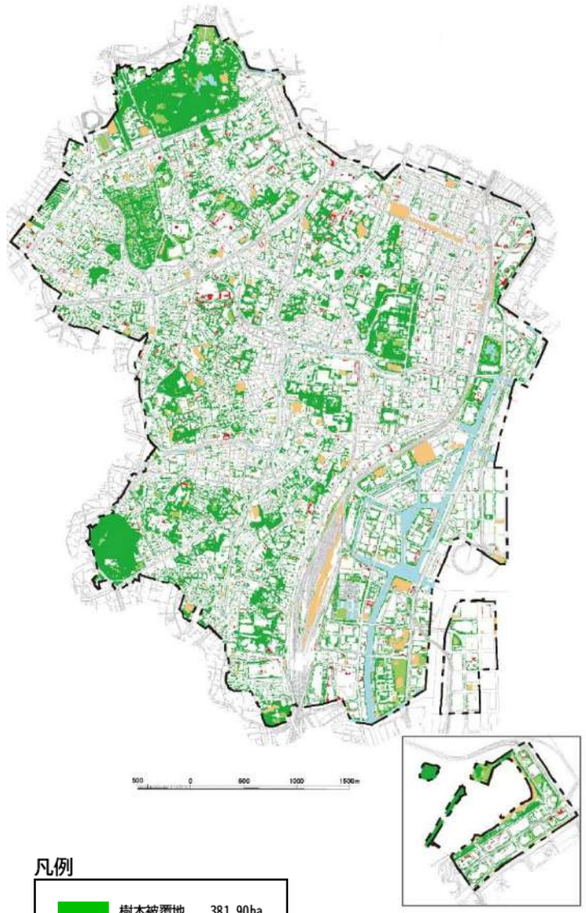

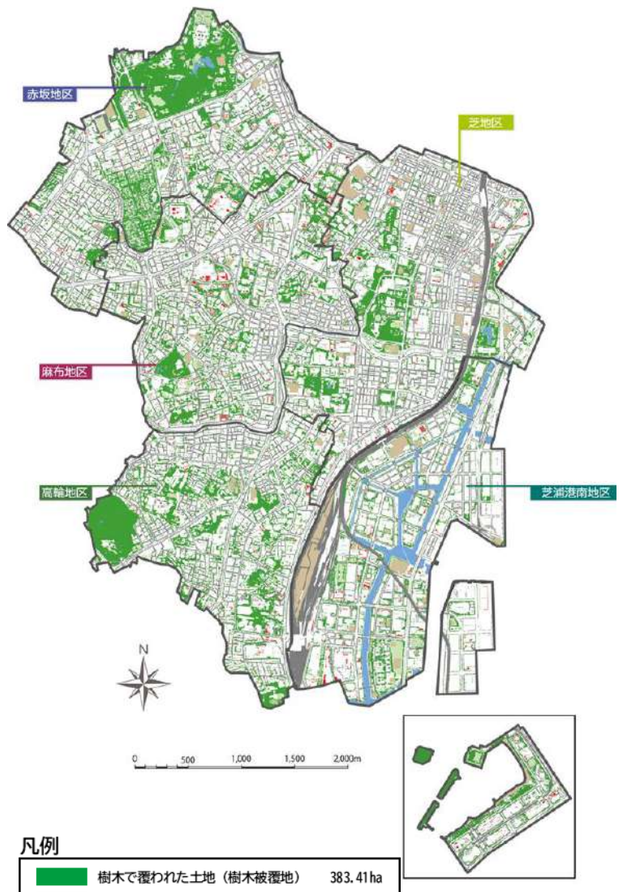

林地、農地、草地、庭園、水域等

旧版地図より作成

大正、昭和と同様の精度で比較できる明治 42 年の旧版地図を用いてみどりを表す地類を抽出した。

（出典：「港区みどりの実態調査（第７次）、同（第８次）、同（第９次）」）

港区みどりの実態調査

（２）樹木・樹林・街路樹

▮樹林 ▶ 縮小・分断化が進行

平成 18（2006）年度と比較して箇所数、面積とも増加していますが、平成 18（2006）年度以前も含めた長期的な推移を見ると減少傾向にあります。また、１か所当たりの面積が減少していることから、個々の樹林が縮小しており、まとまった樹林が施設建設等により分断化されていると考えられます。

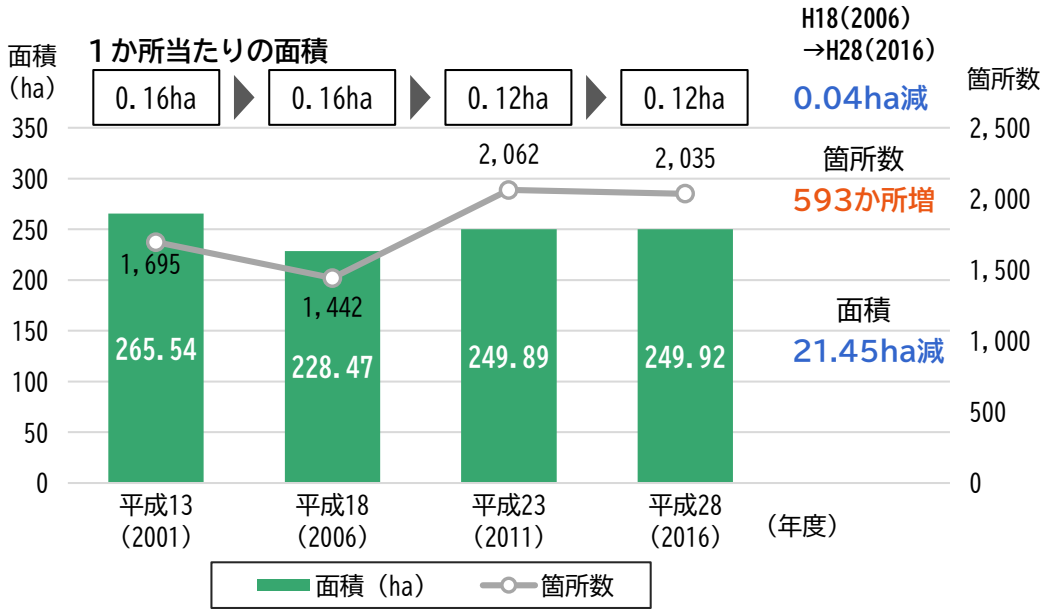

図２－１－２　樹林地の面積・箇所数等の推移

（出典：「港区みどりの実態調査（第９次）」）

▮保護樹木・樹林・生垣 ▶ 全体数量は増加

保護樹木・保護樹林・保護生垣*は、平成 30（2018）年度末時点で 663 本、109,786 ㎡、1,619.5m です。いずれも平成 22（2010）年度末時点より増加しています。

保護樹木は、解除される数も一定数ありますが、指定数も増えており、全体の本数は増加しています。

表２－１－１　保護樹木・樹林・生垣の推移

種別＼年度	平成 22（2010）	平成 30（2018）	平成 22（2010）から 30（2018）の変化
保護樹木（本）	646	663	＋17
保護樹林（㎡）	108,186	109,786	＋1,600
保護生垣（m）	1,179.3	1,619.5	＋440.2

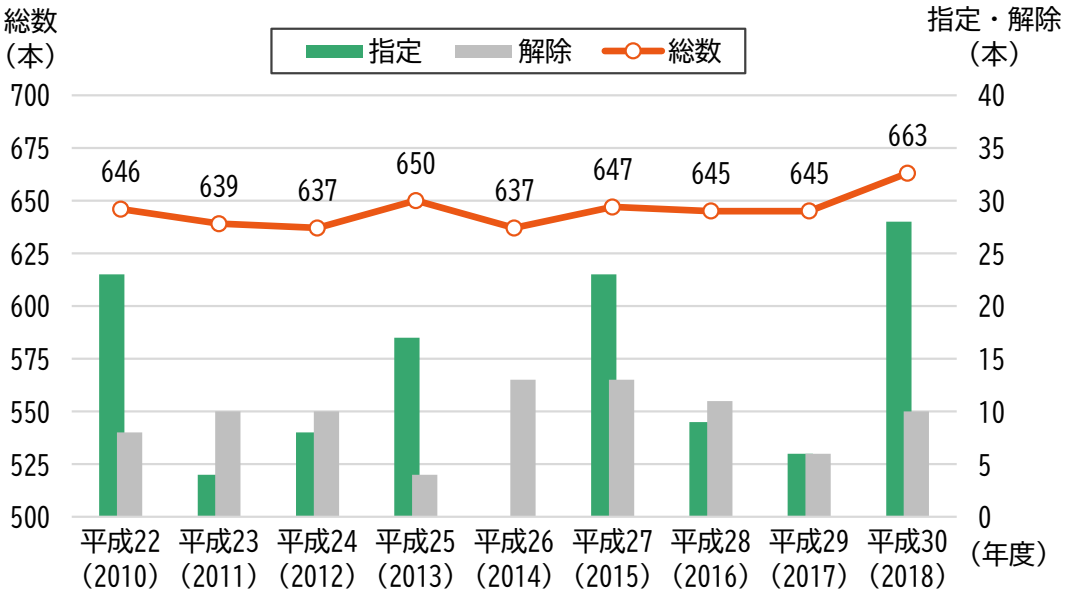

図２－１－３　保護樹木の総数及び指定・解除本数の推移

▮街路樹　▶　区道の本数は増加、管理・安全対策が課題

区内の街路樹（国道、都道、区道の総数）は、平成 18（2006）年度まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向にある一方、区道の街路樹については増加しており、平成 18（2006）年度から平成 28（2016）年度の間に 289 本増加しています。

また、落ち葉に対する苦情、根上がりによる舗装の損傷や歩きやすさの阻害などの問題も生じています。令和元（2019）年９月には台風による大量の倒木も発生しており、街路樹の管理、安全対策が課題になっています。

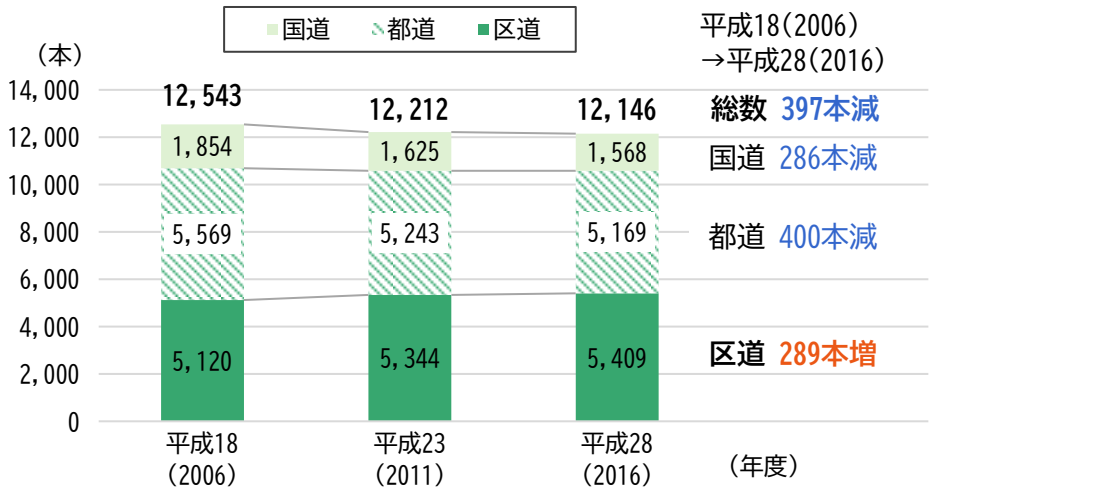

図２－１－４　管轄別の街路樹本数の推移

（出典：「港区みどりの実態調査（第９次）」）

（３）公園・緑地

▌公園・緑地 ▶ 管理運営の重要性が高まる

区内の公園・緑地は、前計画策定時の平成 22（2010）年から平成 31（2019）年の間に、総数５か所、総面積 2.2ha（約２％）増加しました。

公園・緑地の新規整備は少なく、既存公園の維持補修、管理運営が中心となっています。特に、管理運営については、平成 24（2012）年度から区立公園・児童遊園について５つの総合支所の地区単位で包括的な指定管理者制度を導入しました。

近年、公園を民と連携して一層柔軟に使いこなすことで、まちの魅力を高めていくという視点が公園事業に求められるようになっており、管理運営の重要性が高まっています。

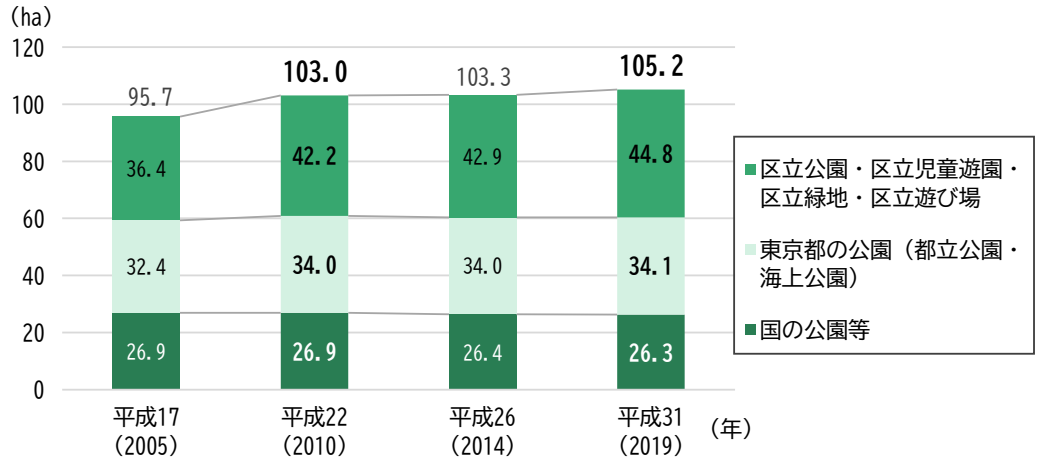

図２－１－５　区内の公園・緑地面積の推移（各年４月１日現在）

表２－１－２　区内の公園・緑地の整備状況（内訳）

種別		平成 22（2010）年 箇所	平成 22（2010）年 面積（ha）	平成 31（2019）年 箇所	平成 31（2019）年 面積（ha）	増減 箇所	増減 面積（ha）
国の公園等（国立科学博物館附属自然教育園、明治神宮外苑）		2	26.9	2	26.3	±０	⬇0.6
東京都の公園（都立公園、海上公園）		8	34.0	8	34.1	±０	⬆0.1
港区の公園	区立公園	48	29.7	49	32.0	⬆1	⬆2.3
	区立児童遊園	59	4.2	57	4.1	⬇2	⬇0.1
	区立緑地	34	7.3	40	7.9	⬆6	⬆0.6
	区立遊び場	12	1.0	10	0.8	⬇2	⬇0.2
	小計	**153**	**42.2**	**156**	**44.8**	**⬆3**	**⬆2.6**
計		**163**	**103.0**	**166**	**105.2**	**⬆3**	**⬆2.2**

※各年４月１日現在
※平成 31 年の値のうち、都立公園については平成 30 年４月１日現在の値
※四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある
※防犯上の懸念がある児童遊園、遊び場を廃止しため、数値が減少した

（４）まちづくりを通じた緑化

▮民有地　▶　緑の創出に大きく貢献

緑化指導件数は、全体的に増加傾向にあり、昭和 54（1979）年度から平成 27（2015）年度までの 36 年間の緑化計画面積（緑化計画を行った対象の面積）の累計は約 250ha にのぼります。このうち全体の 94%の件数を民間施設が占めており、民有地における緑化が、緑の創出に大きく貢献しています。

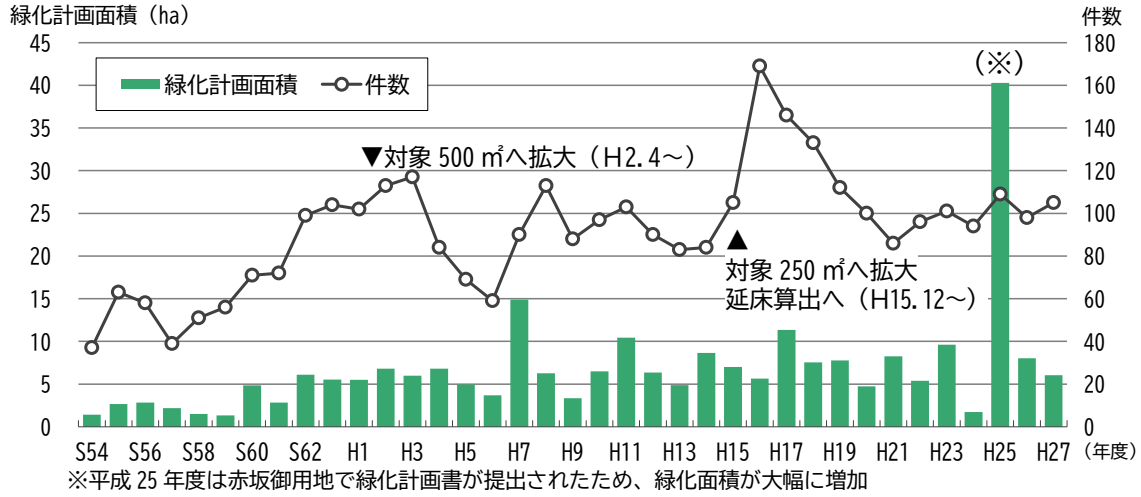

図２－１－６　指導件数と緑化計画面積

（出典：「港区みどりの実態調査（第９次）」）

緑化計画書制度*における緑化基準は、建物の規模（敷地面積と延べ床面積）が大きくなるほど、求める緑化率（敷地面積に占める緑化面積の割合）が高くなる仕組みとなっています。建物の容積率が高いほど緑化率が高くなります。容積率別に計画緑化率と整備後の緑被率を比較したところ、容積率が 500%以上になると計画緑化率（計画緑化面積/敷地面積）より緑被率（緑被地/敷地面積）が低くなっています（図２－１－７）。これは、地上や屋上の緑化（緑被地）だけでなく、壁面やベランダ等の緑化によって緑化を行っている割合が高いと推測されます。

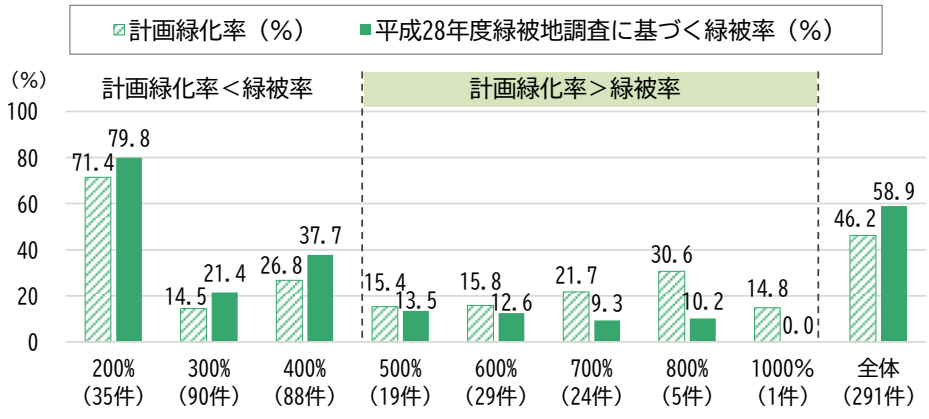

※平成 23～27 年度に完了した計画を対象に、平成 28 年度に緑被地調査を行い、容積率別にその平均値を算出してまとめたもの。

図２－１－７　容積率別の平成 23～27 年度の緑化指導実績と平成 28 年度緑被率の比較

（出典：「港区みどりの実態調査（第９次）」掲載データを基に作成）

（５）水循環系と水環境

▮雨水・湧水 ▶ 湧水の減少と都市型水害対策が課題

港区は、都心にありながら、地下に浸透した水が地表に湧き出る湧水、地表を流れた水が注ぎこむ川、運河、海という、水循環系を構成する全ての要素が揃っている希有なまちです。

しかし、コンクリート、アスファルトに覆われた土地が多くなったことに加え、雨水が下水へ直接流される構造となっていることから、地下にしみこむ水の量はかつてに比べて減少しています。その結果、湧水の量は昔に比べて減少しています。また、下水道の排水能力を超える大雨が引き起こす都市型水害も課題となっています。

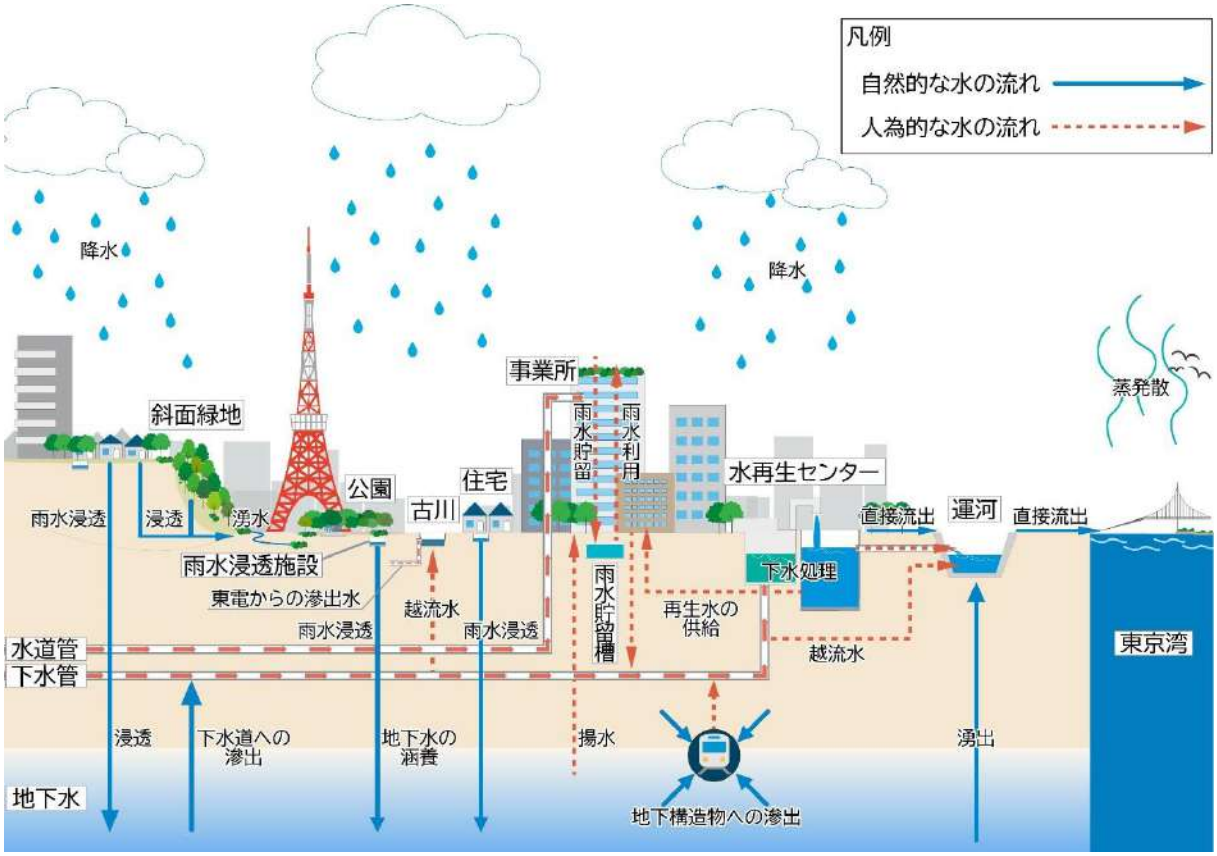

図２－１－８　区内の水循環系

古川・運河　▶　水質の課題

古川、運河の水質は、長年にわたる課題のひとつです。

下水道の整備、堆積した汚泥を取り除く浚せつや水量確保などの対策により、古川や運河の水質は改善が進んでおり、古川については平成 16（2004）年度以降、全地点で水質の環境基準を達成しています。

しかし、下水道が合流式のため、大雨時に雨水と汚水が混合して古川や運河に直接放流することから、降雨後、一時的に水質の悪化（濁りや臭い）が生じることが課題となっています。

水辺　▶　さらなる魅力向上が課題

水質改善と並行して、港区は水辺に親しめる場の形成を進めてきました。

古川では、水辺に近づくことができる親水テラスを、新広尾公園、白金公園に設置しています。

運河では、運河に沿った遊歩道である水辺の散歩道、運河沿緑地の整備を進めてきました。近年では、運河や台場の海を題材とした環境学習、水辺に親しむイベントの開催、運河に架かる橋のライトアップなど、運河や海辺の魅力を高めていくことをめざした取組を進めています。

白金公園の親水テラス

新芝運河沿緑地とメタセコイアの並木

お台場での環境学習（お台場海苔づくり）

2 港区の「緑と水の機能」

港区の緑と水が役割を担う５つの柱に沿って、14 の緑と水の機能を整理しました。

環 境

二酸化炭素の吸収・固定

樹木は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、体内に固定し、地球温暖化の防止に貢献します。また、屋上緑化や壁面緑化は、建物の蓄熱を防ぐことで空調への負荷を減らし、間接的に二酸化炭素排出量の削減機能を担います。

虎ノ門一丁目の壁面緑化

ヒートアイランド現象の緩和

まちなかの緑は、ビルなどのコンクリートやアスファルトへの直射日光を遮り、表面温度の上昇、蓄熱を防ぎます。また、まとまった緑地は、「クールアイランド」を形成し、気温上昇を和らげる機能があります。

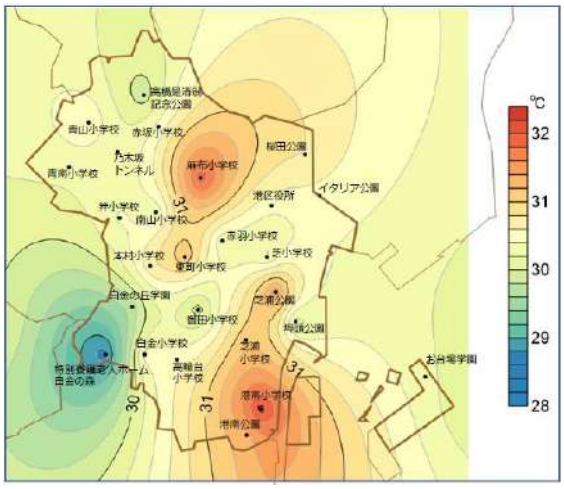

図２－２－１　平成 29（2017）年８月の日平均最高気温
（出典：「港区における夏期ヒートアイランドの特性に関する調査結果（平成 29 年度）」）

健全な水循環系の保全

湧水は、地上に降った雨が地下にしみこみ、地表に流れ出る水循環系が健全な状態に保たれていることを示す存在であると同時に、様々な生きものが生息・生育する環境をつくる機能を担います。

区内には、柳の井戸（善福寺）をはじめ、古くから人々に親しまれている湧水が、今もまちの中に残されています。

亀塚公園の湧水

港区における夏期ヒートアイランドの特性に関する調査結果

生物多様性の保全・再生

国立科学博物館附属自然教育園や赤坂御用地、台場など、大規模な緑地や水辺には多種多様な生きものが生息・生育しています。

まちの中に点在する身近な公園や寺社林、生きものの生息・生育に配慮した環境を創出している民有地の緑なども、生きものが生息・生育できる場として重要な機能を担っています。

ニホンウナギ
（環境省レッドリスト*）

ハヤブサ
（環境省レッドリスト）

キンラン
（環境省レッドリスト）

カワセミ
（港区がめざす自然環境の保全・再生のシンボル）

図２－２－２　区内で確認された生きもの
（出典：「港区生物現況調査（第２次）報告書」）

健康

健康増進の環境形成

高齢化の進展や健康志向の高まりなどを背景に、公園やオープンスペース、道路などは健康増進のための運動の場として活用されています。

公園や道路など、身近な屋外空間は健康増進活動のための場としての機能を担っています。

亀塚公園でのヨガの様子

港区生物現況調査

子どもの遊び・子育て支援・教育の場の提供

屋外での自然とのふれあいや学び、集団の中で身体を動かす遊びは、子どもの健全な発育に貢献します。

公園や広場などは、子どもの遊び、子育て支援、教育の場としての機能を担っています。

公園で遊ぶ子どもたち

楽しく歩ける環境形成

街路樹、その足元に植えられた草花、沿道の緑や水辺は、四季折々の彩り豊かな空間をつくり出します。近年では、公共が管理する道路と民有地が一体となった緑豊かな歩行空間も生まれています。

緑あふれる街路空間は、楽しく歩ける環境を形成する機能を担っています。

赤坂・虎ノ門緑道
提供：日鉄興和不動産株式会社

防災・減災

避難場所などの防災拠点・延焼防止

公園やオープンスペースは、災害時の避難地、避難路や帰宅困難者の収容空間、被災後の被災地支援や復旧拠点としての機能を担います。

また、平時には地域住民や在勤者の防災訓練にも活用され、まちの防災性向上に欠かせない存在であり、その機能を担っています。

高輪森の公園でのＡＥＤ訓練の様子

都市型水害の軽減

公園、樹林地などの緑は、降った雨を一時的に土壌に蓄え、ゆっくりと地下にしみこませる雨水貯留、浸透機能を持っています。また、降った雨水を浸透ます、浸透トレンチを通して排水することで、雨水を地中に浸透させ、下水道管への負荷を軽減します。

これらは都市型水害を軽減する機能を担っています。

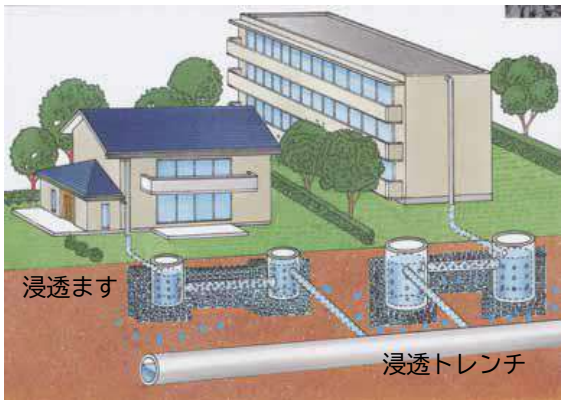

図２－２－３　浸透ます、浸透トレンチ
（出典：東京都総合治水対策協議会ホームページ）

コミュニティ

にぎわい創出

区内の公園では、指定管理者の創意工夫により、緑とのふれあい（クラフト教室、ガーデニング教室、花・紅葉イベント等）、環境学習・自然体験、健康増進イベント（ウォーキング、ヨガ、ラジオ体操等）などの多様なイベントが開催されています。

また、オープンスペースにおいては、「東京のしゃれた街並みづくり推進条例*」に基づき、まちづくり団体により、コンサート、パフォーマンス、物産展、オープンカフェなどが行われ、まちのにぎわい創出に貢献しています。

公園やオープンスペースは、地域のにぎわい創出機能を担っています。

白金台どんぐり児童遊園で開催した
クリスマスマーケット

地域貢献の機会の創出

港区では、地域や企業、学校などが道路・公園の維持管理（清掃、花壇の植付など）や公園等の安全パトロール・子どもたちの安全な遊び場づくりに取り組む「アドプト・プログラム*」を展開しており、緑を介した交流や地域貢献活動が活発に行われています。

公園の利用・維持管理活動は、多様な主体の交流・連携の機会を提供し、コミュニティの活性化に寄与する機能を担っています。

アドプト活動の様子

まちの魅力　歴史・文化

歴史・文化に親しむ環境形成

港区の公園や道路には、地域ゆかりの歴史を伝える石碑や像、平成初期に「彫刻のある街づくり事業」により設置した彫刻など、歴史や文化にふれられる資源が 63 件もあります。また、緑と水の成り立ちを受け継ぐ資源も豊富にあるため、それら歴史や文化に親しむことができます。

まちに残る緑や水は、歴史や文化に親しむ環境形成の機能を担っています。

風水の刻　作者：小田襄（狸穴公園）

国際都市にふさわしい環境形成

港区では、都心にあって緑と水の豊かな環境を生かして、うるおいあるビジネス空間や居住環境を形成する、世界に開かれた国際的なまちをめざしています。

運河をのんびりと散歩できる水辺の散歩道、台場やビジネス街にうるおいをもたらすオープンスペースの緑など、港区には世界中から訪れる人々をもてなす多様な緑と水が存在しています。

それらは国際都市にふさわしい環境形成機能を担っています。

運河に沿った水辺空間

まちの歴史を伝える緑と水を生かした景観形成

豊かな地形の起伏が生み出す坂道の景観、歴史ある寺社や庭園と一体となった斜面緑地の景観、臨海部の運河沿い、台場の海辺にみられる開放的な水辺景観など、緑と水が織りなす景観は、港区の大きな特徴です。

それらの緑と水は、まちの歴史を伝える重要な機能を担っています。

三田三丁目の斜面緑地
（出典：「公開空地等のみどりづくり指針に関する手引（改定）」東京都　（令和２年２月））

公開空地等のみどりづくり指針に関する手引き

3　これまでの港区の取組

（１）目標に対する実績

前計画は、緑と水の保全と創出を通じて量を確保していくとともに、その質を高めていくため、取組の進捗を緑と水の量に着目して総合的に把握する「総量目標」と、めざす将来像に掲げた６つの方向性に沿って緑と水の質を高めていくことを目的とした「成果目標」を設定しました。

それぞれの実績は次のとおりです。

①総量目標に設定した緑被率、公園・緑地の総面積とも、目標の達成には至らない見込みです。その背景として、次の要因が考えられます。

＜緑被率＞

平成 18 年（2006）年から平成 23（2011）年にかけて緑被地の総面積は 34.8ha 増加し、平成 28（2016）年時点の緑被率は 21.78％と目標値の 24％には至っていません。しかしながら、港区の緑被率は 23 区中４位と高い緑被率を維持しています。

＜公園・緑地の総面積＞

前計画では、公園・緑地の整備面積は約４ha と見込みましたが、平成 31（2019）年４月１日までの整備面積は約 3.6ha、総面積では 105.2ha と目標値の約 106ha まで僅かに届いていません。

表２－３－１　総量目標と実績

	目標（令和２（2020）年）	実績	
		前計画策定時	現況
緑被率	24%	20.51%（平成 18（2006））	21.78%（平成 28（2016））
公園・緑地の総面積	106ha	101.7ha ※1（平成 22（2010））	105.2ha ※2（平成 31（2019））

※１　前計画では、公園・緑地の総面積に「区立遊び場」を含んでいない。
※２　「区立遊び場」 を含む面積。

②成果目標

緑と水の質を高めていくことを目的とした成果目標には、達成状況を把握する目安となる９つの参考指標を設定しました。

区民・事業者の活動の活発化、道路における緑のボリューム・緑陰の増加、大木・斜面緑地の保全、動植物の生息・生育に適した環境の充実に関する参考指標は、目標とした数値又は方向性を達成しています。

古川、運河の親水空間の充実に関する参考指標である「水辺の散歩道総延長」及び実質浸透域の拡大と湧水の保全に関する参考指標である「実質浸透域率*」については、目標とする水準には達していませんが、目標に近づく方向で数値は推移しています。

表２－３－２　成果目標の達成状況

めざす将来像	成果目標	参考指標			現況	
		項目	前計画策定時	計画期間末(令和2年度末)の目標値	実数	前計画策定時との比較
			①	②	③	③－①
区民をはじめ、様々な人が協力して緑と水を守り、育てています。	緑と水を守り、育てる区民、事業者の活動が活発になっている	みどりの活動員数	―（平成22年度活動開始）	増加	５団体（平成31年3月末）	＋５団体
		アドプト・プログラム参加団体数	79団体（平成22年度）	＋25団体	148団体（平成31年3月末）	＋69団体
公園や道路、学校、住宅、オフィスなど、人々の生活空間に緑があふれ、先進的で魅力ある街並みが形成されています。	道路における緑のボリューム、緑陰が増加している	道路の緑被率	11.4%（平成18年度）	増加	11.７%（平成28年度）	＋0.3%
		街路樹本数（樹高３m以上）	約12,000本（平成22年度）	増加	約12,146本（平成28年度）	＋146本
まちの歴史を刻む樹林や大木が健全に守られています。	大木、斜面緑地が保全されている	保護樹木の本数	630本（平成21年度末）	＋５%	662本（平成30年度末）	＋5.0%
		保護樹林の面積	107,758㎡（平成21年度末）	拡大	109,786㎡（平成30年度末）	＋2,028㎡
夏でもまちを快適に歩くことができる木陰があり、水辺で涼しげな風を感じることができます。	古川、運河の親水空間が充実している	水辺の散歩道の総延長	7.5km	＋22%	8.9km（平成31年3月末）	＋19%
生きものがすむ多様な環境が保全、再生され、自然を身近に感じることができます。	動植物の生息・生育に適した環境が充実している	生物多様性緑化ガイドに沿って行った緑化計画件数	－	増加	140件（平成30年度）	－
地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらし、古川、運河、海がきれいな水をたたえています。	実質浸透域が拡大し、湧水が保全されている	雨水の実質浸透域率	（参考値）浸透域率 約24.6%（平成18年度）	実質浸透域率 28%	実質浸透域率 約25.9%（平成28年度）	－

（２）施策の主な実績

前計画は、区民・事業者との協働、緑と水の保全、創出、ネットワークの形成の観点から４つの方針を設定し、施策を推進してきました。

施策の主な実績は以下のとおりです。

表２－３－３　前計画に基づく主な実績

方針	主な実績
方針１ みんなで緑と水を 育てよう	・アドプト・プログラム団体数の増加 ・環境学習の推進（生きもの観察会の実施） ・港区景観街づくり賞創設【平成 23（2011）年度】
方針２ ゆかりの緑と水を 大切にしよう	・保護樹木・樹林・生垣の指定増加 ・生物多様性緑化ガイドの運用開始【平成 28（2016）年度～】 ・雨水浸透施設の設置促進 ・古川の水質、運河の水質向上に向けた取組、検討
方針３ ふれあいともてなしの 緑と水を創り出そう	・区道の街路樹本数 5.6%増加 【平成 17（2005）年度→平成 28（2016）年度】 ・各地区総合支所単位で公園に包括的な指定管理を導入 【平成 24（2012）年度～】 ・プレーパーク（高輪森の公園、亀塚公園等）、ドッグラン（芝浦中央公園、港南緑水公園）の導入 ・港区景観計画における「斜面緑地」に関する景観形成基準の設定【平成 27（2015）年度】
方針４ 緑と水をつなごう	・水辺の散歩道の整備拡充 ・緑と歴史の散歩道の整備に向けた調査検討 ・港区生物多様性地域戦略の策定 【平成 25（2013）年度策定、平成 29（2017）年度改定】

4 区民・在勤者の意識

計画策定に向け、区民、在勤者が好ましいと感じる緑、充実してほしいと感じる緑と水などに対する意識、意向を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。その結果の一部を以下に示します。

【区民意識調査】

調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の区民 2,000 人（外国人を含む）
調査期間	令和元（2019）年８月 30 日（金）～令和元（2019）年９月 20 日（金）
調査結果	505 件（回収率 25.3%）

【在勤者意識調査】

調査対象	インターネット調査会社（株式会社マクロミル）の登録モニター（18 歳以上、居住地が港区外でかつ勤務地が港区内）
サンプル設定数	500 サンプル
調査期間	令和元（2019）年 11 月１日（金）～令和元（2019）年 11 月５日（火）

居住地区の緑被率の高さとは必ずしも一致しない緑の豊かさに対する区民の実感

区民の緑の豊かさに関する意識と緑被率（平成 28（2016）年度調査結果）を比較すると、緑被率が最も低い芝浦港南地区の満足度（多い・やや多いと回答した人の割合）が高く、緑被率の高さと緑の豊かさに対する区民の実感は必ずしも一致していません。

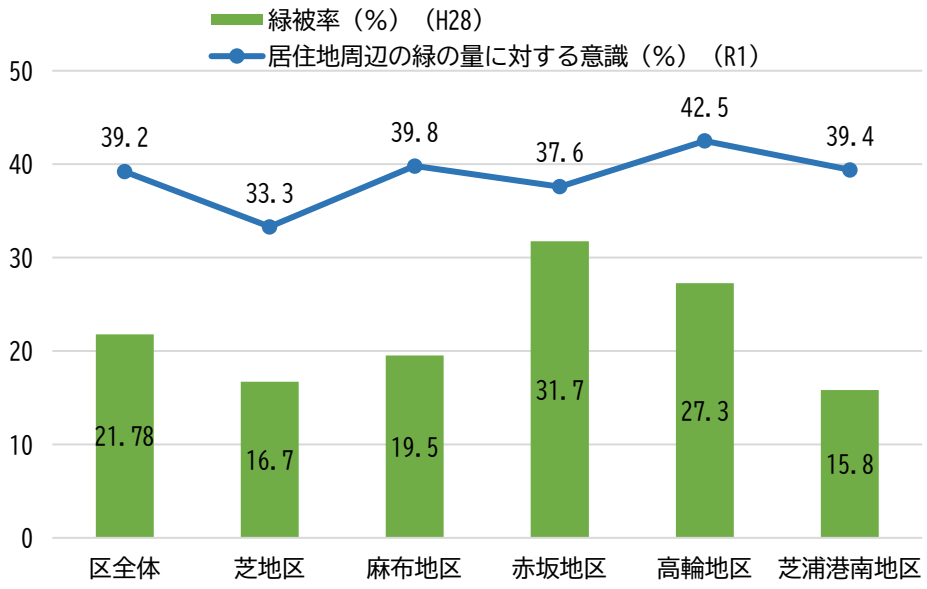

※居住地周辺の緑の豊かさに対する意識は、お住まい周辺の現在の緑の量を「多い」、「やや多い」と回答した人の割合の合計値。

図２－４－１　居住地周辺の緑の豊かさに対する意識と緑被率の比較

区民が感じる緑の量は 10 年前と比べて「変わらない」

過去 10 年間の居住地周辺における緑の量の増減は変わらないと感じている人は５割以上です。区民の実感として緑の量は変わっていないと捉えられています。

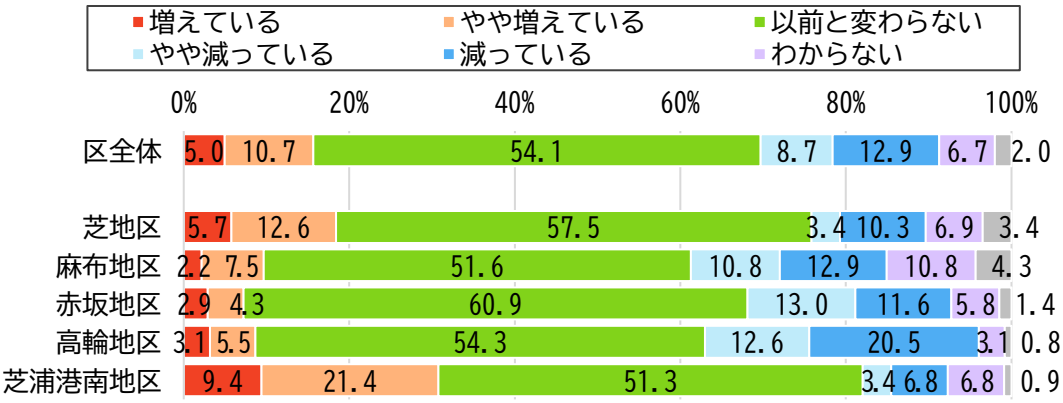

図２－４－２　10 年前と比較した居住地周辺の緑の量

「好きな緑と水」は、水辺、木陰、開放感ある空間

「好きな緑と水」を選ぶ設問の回答結果から、区民は水辺、木陰、開放感ある空間、在勤者は水辺、オフィス街や商業地（開発地）の緑や広場を好んでいることがわかりました。

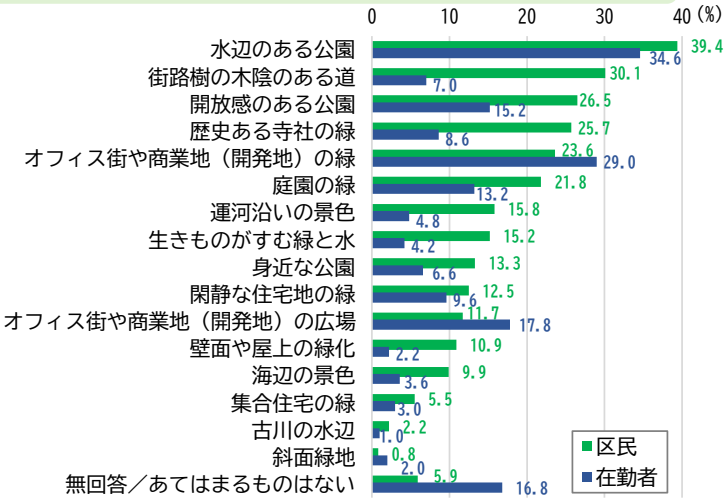

図２－４－３　好きな港区の緑と水

アンケートで提示した「港区の緑と水」

オフィス街や商業地（開発地）の緑、広場

集合住宅の緑

閑静な住宅地の緑

水辺のある公園

開放感のある公園

身近な公園

街路樹の木陰のある道

斜面緑地

庭園の緑

歴史ある寺社の緑

生きものがすむ緑と水

屋上や壁面の緑化

古川の水辺

運河沿いの景色

海辺の景色

「今後充実してほしい緑と水」はオフィス街や商業地（開発地）の緑

区民、在勤者に共通して今後充実してほしい緑と水は、オフィス街や商業地（開発地）の緑が挙げられました。

また、区民からは街路樹の木陰に対する高い要望が挙げられました。

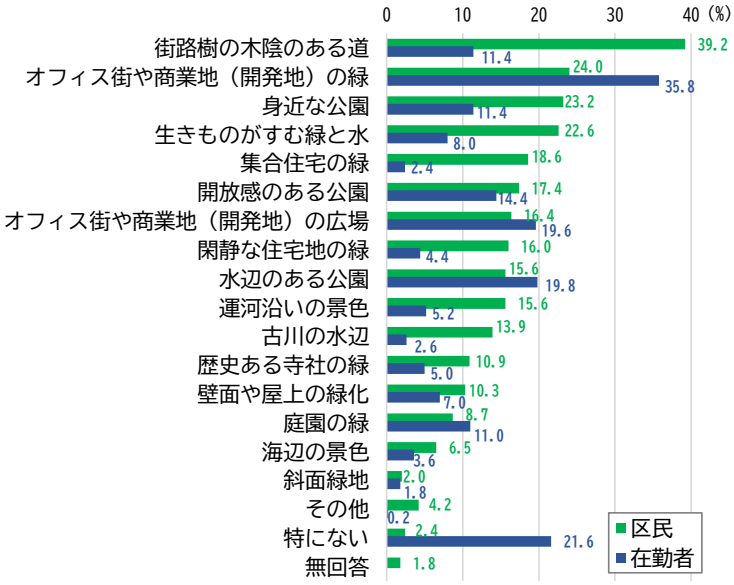

図２－４－４　今後充実してほしい緑と水

機能面から区内で最も充実して欲しいのは、安全・安心（防災・減災）の確保に資する緑と水

最も充実して欲しい緑と水を５つの区分から選ぶ設問から、区民、在勤者に共通して、安全・安心（防災・減災）の確保に資する緑と水が望まれていることがわかりました。

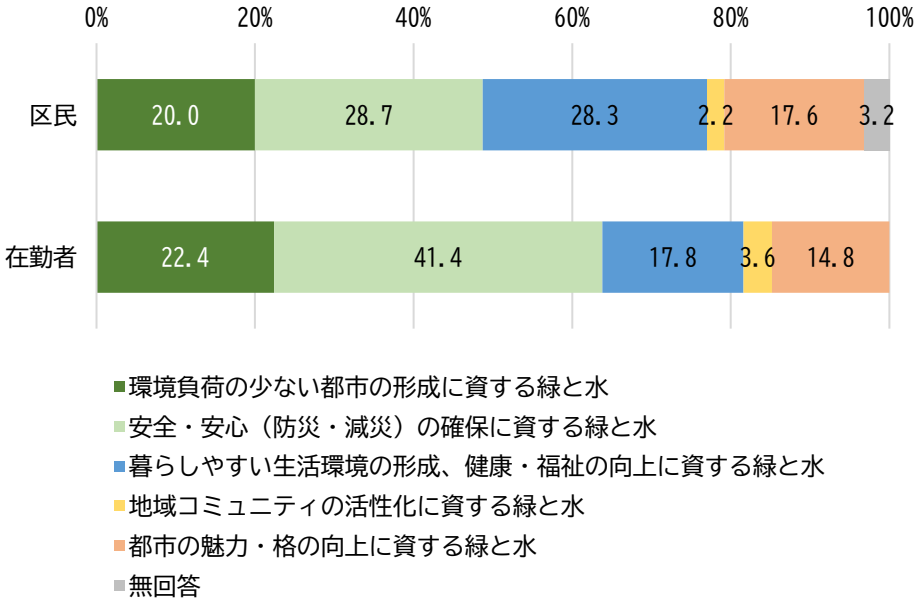

図２－４－５　区内で最も充実して欲しい緑と水

5　国や東京都の動向

量の整備を急ぐステージから、「緑が持つ多機能性を最大限に引き出すステージ」へ

前計画を策定した平成 23（2011）年３月以降、国の法制度をはじめ、公園緑地を取り巻く動向は大きく変化しており、緑と水が持つ多様な機能を引き出し、まちづくりに生かしていくことがこれまで以上に求められるようになっています。

国際的な動向　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

平成 27（2015）年に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、そこに示された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」（以下「ＳＤＧｓ」という。）を達成するため、国、地方公共団体のみならず、企業、団体、市民など、あらゆる主体が持続可能な社会を築くため行動することが求められるようになりました。

ＳＤＧｓの目標を踏まえて、各施策を推進していくため、本計画では、緑と水によってめざすまちの姿及び 14 の施策とＳＤＧｓとの関連性を明らかにしています。

国の動向　緑と水が持つポテンシャル・多様な機能を生かす新たなステージへの移行

国の公園緑地行政についても、大きな変化が生じています。

かつて国の公園緑地に関する施策は、増加する人口に対し、いかに量を確保するかに重点が置かれてきましたが、ストックの蓄積による都市の成熟化や、心の豊かさやゆとりを重視する国民意識の変化などを背景に、緑が持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために最大限に引き出すステージへと移行しています。また、都市緑地法、都市公園法等の改正が行われ、民との連携の加速化、都市公園の柔軟な活用が示されました（平成 29（2017）年施行）。さらに、令和元（2019）年には、国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、緑を含む自然環境が持つ多様な機能を活用して、地域の課題解決、魅力ある都市づくりを進めていくための取組が示されています。

また、平成 26（2014）年には、水循環基本法が制定され、地方公共団体の責務として、地域の特性に応じた水循環に関する施策を策定、実施することが定められています。

東京都の動向　緑の量的な底上げと質の向上

東京都は、2040 年代のめざすべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した「都市づくりのグランドデザイン」を平成 29(2017)年に公表しました。戦略の一つに「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」が位置付けられ、貴重な緑を守り、活発な都市活動と豊かな生態系を両立すること、あらゆる場所に新たな緑を創出し、快適な都市空間を形成することなどが示されています。

これを受けて令和元（2019）年５月に策定された「東京が新たに進める緑の取組」では、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標に、拠点・骨格となるみどりの形成、みどりの量的な底上げ・質の向上、特色あるみどりの創出を図ることなどが方針として示されています。

6 現状認識と課題

港区における緑と水の成り立ち、現況、これらが担う多様な機能、そして区民や在勤者の意識と様々な社会情勢の変化から、区内の緑と水に対する現状認識と課題は次のように総括することができます。

（1）現状認識

●今後も人口増加が見込まれる中で、さらに重要性を増す緑と水の存在

人口減少社会において港区の人口は今後も増加が見込まれています。また、昼間人口についても当面増加が見込まれています。そのような中で、憩いの場や夏の日差しを遮り快適に過ごせる場を提供し、多様な生きものをはぐくみ、また、区内で暮らし働く人々にうるおいをもたらす緑と水の存在は、さらに重要なものとなっています。

●今後 10 年間で「量」の飛躍的増加は見込めない緑と水

公共空間における緑と水は、区をはじめ、国、東京都などが整備を進めてきましたが、ストックの蓄積が進み、今後 10 年間で大規模な新規の整備は見込めません。

民有地の緑は、魅力的な緑の空間の創出に貢献してきました。一方で、その過程で既存の小規模な緑が減少している状況もみられます。

こうした状況から、市街化の進んだ港区において、今後 10 年間で、緑の量が飛躍的に増加することは見込めず、既存の緑と水を大切にしつつ、今後も続く旺盛なまちづくりの機会の中で質の高い緑と水を生み出していくことが求められます。

●十分な水準とはいえない公共空間の緑と水の維持管理

前計画では、質の高い緑と水の形成をめざしてきましたが、公共空間における緑と水の維持管理は、必ずしも十分な水準に達しているとはいえない状況が一部で生じています。

例えば、街路樹については、気候変動との関連性が指摘されている台風の強大化に伴い多数の倒木が発生するなど、維持管理に関して沿道などから多くの苦情が寄せられています。

街路樹や公園、水辺空間など公共空間における緑と水について、その場所の緑と水に求められる機能や区民や利用者の満足度を考慮して維持管理を継続的に改善していくことが必要です。

●公園緑地施策の新たなステージへの移行と一層重要性を増している民との連携

港区では、これまでにも開発事業等のまちづくりを通じた緑の創出や、５つの総合支所の地区単位での区立公園・児童遊園の包括的な指定管理者制度の導入など、民との連携を進めてきました。新たなステージへの移行を反映して都市緑地法、都市公園法が改正され、市民緑地認定制度*や Park-PFI 制度など、民と連携して緑と水の保全・創出・活用を進める新たな制度が創設され、民との連携は、一層重要性を増しています。

（２）課題　～区民、事業者、区の連携・協働によって緑と水が持つ多様な機能を引き出すまちづくりへ～

緑と水は、ただ存在するだけでは、十分な機能は発揮されず、必ずしも区民等の満足度向上につながりません。また、緑と水に対して区民、在勤者、事業者には様々な要望、意向があります。加えて、近年では、緑や水が持つ多様な機能を生かすことで、地域の課題解決や魅力の向上につなげていく「グリーンインフラ」を推進していく機運が高まっています。

ヒートアイランド現象に代表される都市特有の環境問題が顕著である一方で、子どもを含む定住人口、昼間人口とも増加を続ける港区では、環境負荷の低減、心身ともに健康に暮らせるうるおいある環境の創出、地震や都市型水害に対する防災性の向上の観点から、緑と水を生かしていくことが必要です。また、緑や水の環境と一体となった豊富な歴史的・文化的資源を有し、国内外から多くの人が訪れる国際都市である港区の特色をとらえ、人々の交流やまちのにぎわいを創出し、訪れる人々をもてなす緑の空間や水辺を充実させていくこと、それらを区民、事業者、区の協働によって実現していくことも港区ならではの取組として重要です。

このような背景から、これからの港区では、区民、事業者、区が連携・協働して緑と水が持つ多様な機能を引き出し、まちづくりに生かすことが重要なことから、次の課題に対応していくことが必要です。

区民、事業者、区の連携・協働によって
緑と水が持つ多様な機能を引き出すまちづくりへ

課題①

これからは「港区らしい緑と水を大切にしながら、緑と水の質を高め、多様な機能をいかにまちづくりに生かしていくか？」という視点を持って、緑と水の保全と創出、管理、活用と、量の確保を進めていくことが必要

課題②

そのために、緑と水に求められるニーズや民（区民、事業者）、公（区）の役割を明確にし、さらには連携していくことが必要

7 策定の方向性

現状認識と課題を踏まえ、３つの策定の方向性を示します。この策定の方向性に基づき、めざす将来像や将来像の実現に向けた施策など全般にわたって様々な検討を行いました。

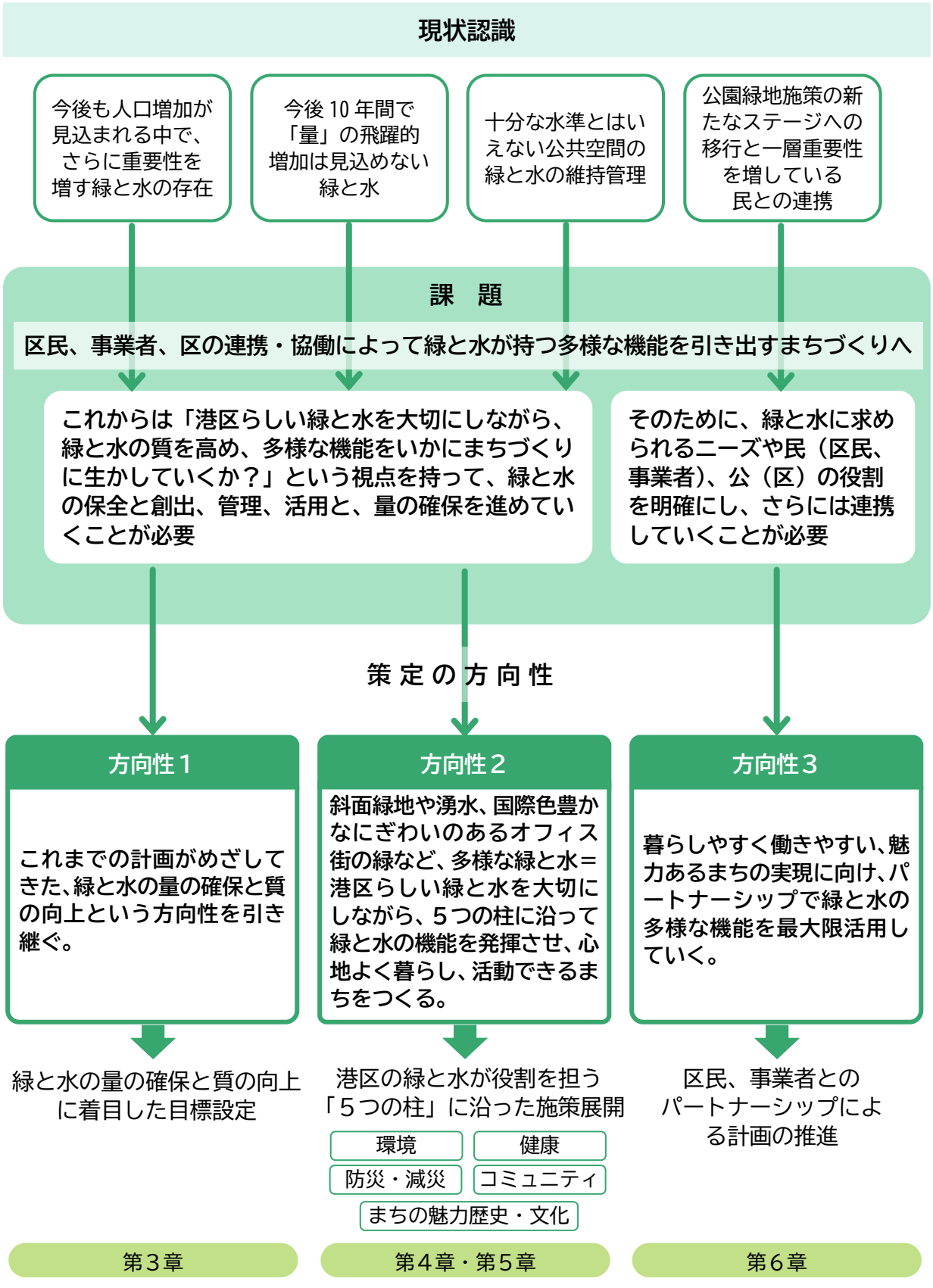

方向性 1　**これまでの計画がめざしてきた、緑と水の量の確保と質の向上という方向性を引き継ぐ。**

港区では、昭和 63（1988）年に初めて「港区緑と水の総合計画」を策定して以来、緑と水の量の確保と質の向上をめざして、区民・事業者との協働により様々な取組を進めてきました。その結果、「緑の量」は着実に増えており、前計画が掲げた成果目標の多くも達成されています。「質が高い緑と水」は、前計画ではまとまりや連続性としていました。

本計画で考える「質が高い緑と水」は、1 点目には「多様な機能を持つ緑と水であること」、２点目には「そのまちらしさを支える緑と水であること」とします。そして、これらの前提として「緑と水が適切に維持管理されていること」とします。

このような考え方の下、これまでの計画がめざしてきた、緑と水の量の確保と質の向上という方向性を引き継ぎ、新たな計画に基づく取組を進めます。

方向性 2　**斜面緑地や湧水、国際色豊かなにぎわいのあるオフィス街の緑など、多様な緑と水＝港区らしい緑と水を大切にしながら、５つの柱に沿って緑と水の機能を発揮させ、心地よく暮らし、活動できるまちをつくる。**

港区は、都心にありながら、地形の起伏が生み出す斜面緑地や江戸時代から続くまちづくりの中で引き継がれてきた公園や寺社林、民有地の豊かな緑と、湧水、河川、運河、海という多様な水環境を有しています。そして、活発に行われている開発事業等のまちづくりの中で、国際色豊かなまちにふさわしい、にぎわいや魅力にあふれる緑と水が生み出されています。

「第１章　港区緑と水の総合計画」において整理したように、港区の緑と水には、「環境」「健康」「防災・減災」「コミュニティ」「まちの魅力　歴史・文化」という５つの柱に沿って機能を発揮させていくことが求められています。

港区らしい多様な緑と水を大切にしながら、５つの柱に沿って緑と水の機能を発揮させ、暮らしやすく、働きやすく、そして魅力あるまちづくりに生かす取組を進めます。

方向性 3　**暮らしやすく働きやすい、魅力あるまちの実現に向け、パートナーシップで緑と水の多様な機能を最大限活用していく。**

港区では、民有地におけるまちづくりの中で生み出される緑が、緑の量の増加と質の向上に大きく貢献しています。また、公園や水辺では、区民、事業者によるアドプト活動をはじめ、地域で暮らし、活動する人々の手によって緑や水がはぐくまれています。

暮らしやすく働きやすい、そして魅力あるまちの実現に向け、これまで培ってきた区民、事業者とのパートナーシップにより、緑と水の多様な機能を最大限に生かす取組を進めます。

「緑と水の量の確保と質の向上」という姿勢のもと、区民、事業者とのパートナーシップにより、「環境」「健康」「防災・減災」「コミュニティ」「まちの魅力　歴史・文化」という５つの柱に沿って、緑と水の機能を発揮させていきます。

第３章　めざす将来像

1　めざす将来像

港区の緑と水の現状認識と課題、策定の方向性を踏まえ、「緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市」をめざす将来像に掲げ、５つの柱ごとに緑と水によってめざすまちの姿を設定しました。

緑と水と人がはぐくむ　うるおいある国際生活都市

多様な主体が緑と水が持つ多様な機能を生かすことで、地域の様々な課題解決につなげ、だれもが心地よく暮らし、活動できる、うるおいあるまちをつくっていきます。

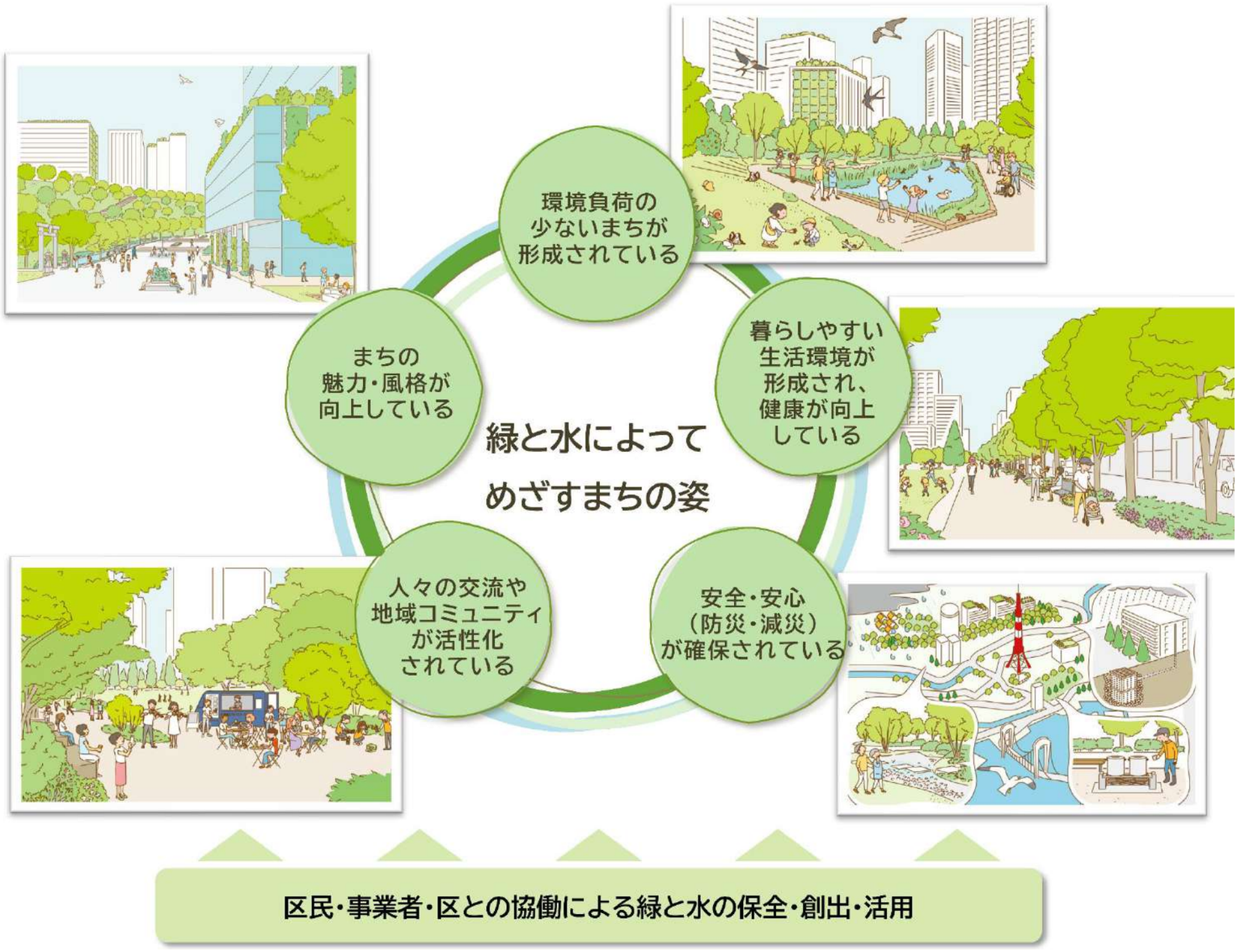

2 緑と水によってめざすまちの姿

めざす将来像「緑と水と人がはぐくむ　うるおいある国際生活都市」を構成する、５つの「緑と水によってめざすまちの姿」を示します。

環境負荷の少ないまちが形成されている

●様々な場所に植えられた樹木が二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の緩和に貢献しています。

●連続的なオープンスペースの形成によって海風をまちの中に取り込む風の道が確保され、心地よい風を感じることができます。まちなかには、緑や木陰、水辺がつくるクールスポットがあり、夏でも快適に歩くことができます。

●地上に降った雨が台地上から地下にしみこみ湧水となり、やがて河川、運河、海へと流れ出て、大気中の水蒸気となり再び雨となって降り注ぐ、健全な水循環系が保全されています。

●建物の屋上や壁面が豊富な緑で覆われています。

●多様な生きものが生息・生育する緑と水の拠点が、回廊となる斜面緑地や道路・水辺の連続した緑（エコロジカルネットワーク）でつながっています。身近な公園や緑地には虫や鳥が好む草木が植えられ、古川や運河の水辺にも様々な生きものがすんでいます。

※各イメージの解説は資料編「参考資料」で示しています。

暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している

●緑や水辺のうるおいを感じながら手軽にウォーキングやジョギングができる道やスポーツの場があり、誰もが気軽に健康づくりに取り組んでいます。

●身近な公園や空地では、子どもたちが、安心してのびのびと遊び、自然を学んでいます。

●街路樹に彩られた道路、涼やかな風を感じられる水辺の散歩道での散歩を楽しみ、時にはまちかどでひと休みしながら、四季の移ろいを味わえます。

安全・安心（防災・減災）が確保されている

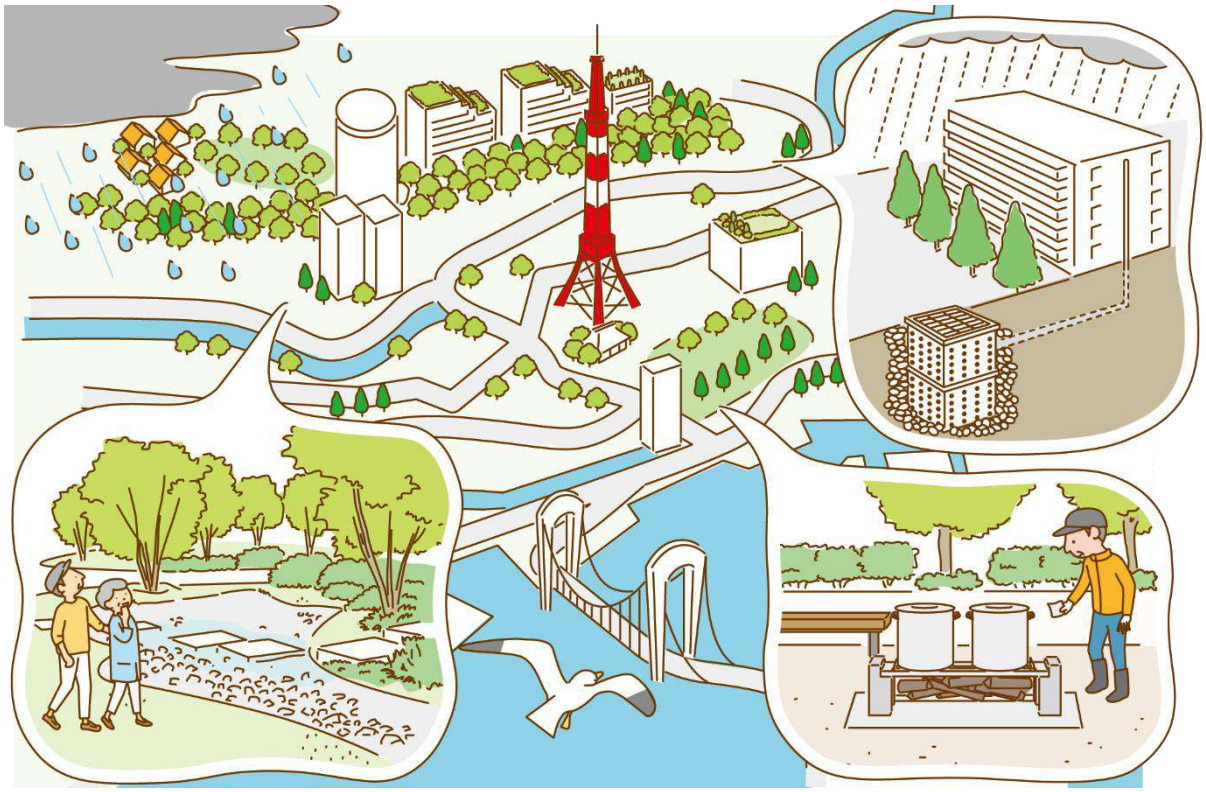

●地震などの災害時に利用できるマンホールトイレ*やかまどベンチ*、備蓄倉庫、防火水槽などを備えた公園やオープンスペースが身近にあり、人々は安心感を持って暮らし、働いています。

●緑に覆われた土地や屋上が強い雨を一時的に貯め、雨水浸透ます、透水性のある舗装、雨庭*などから雨が地下にしみこみ、都市型水害の軽減に貢献しています。

人々の交流や地域コミュニティが活性化されている

●公園やまちの中の緑豊かなオープンスペースで、地域のお祭りや国内外のまちとの交流など、多種多様な催しが行われ、地域のにぎわいと人々の新たなつながりが生まれています。

●身近な公園や水辺、道路では、地域で暮らす人、働く人が花植えや清掃などのボランティア活動を通じて、充実した日々を過ごしています。

まちの魅力・風格が向上している

●江戸時代から守り継がれ、まちの記憶を刻む緑が残された斜面緑地、寺社林、庭園、公園と、新しいまちとが融合し、港区らしい風景をつくり出しています。

●港区で働く人や、海外から訪れた人々も、思わず屋外で散歩したくなるような魅力的な緑と水が、まち全体に広がっています。

●古川、運河、海辺、池、流れなど、水の魅力をいたるところで感じることができます。

3　緑と水の配置方針

●緑と水によってめざすまちの姿の実現に向け、多様な機能を持ち、港区らしさを支える緑と水を「緑の拠点*」、「水の拠点*」に位置付け、緑と水の保全・創出・活用を進めます。

●斜面緑地が残る地形を「地形を生かした緑の軸*」、道路に沿って連なる緑を「道路を生かした緑の軸*」、古川や運河の水辺を「水の軸*」に位置付け、これら３つの軸は緑や水の拠点を結び、緑と水のネットワークを形成します。

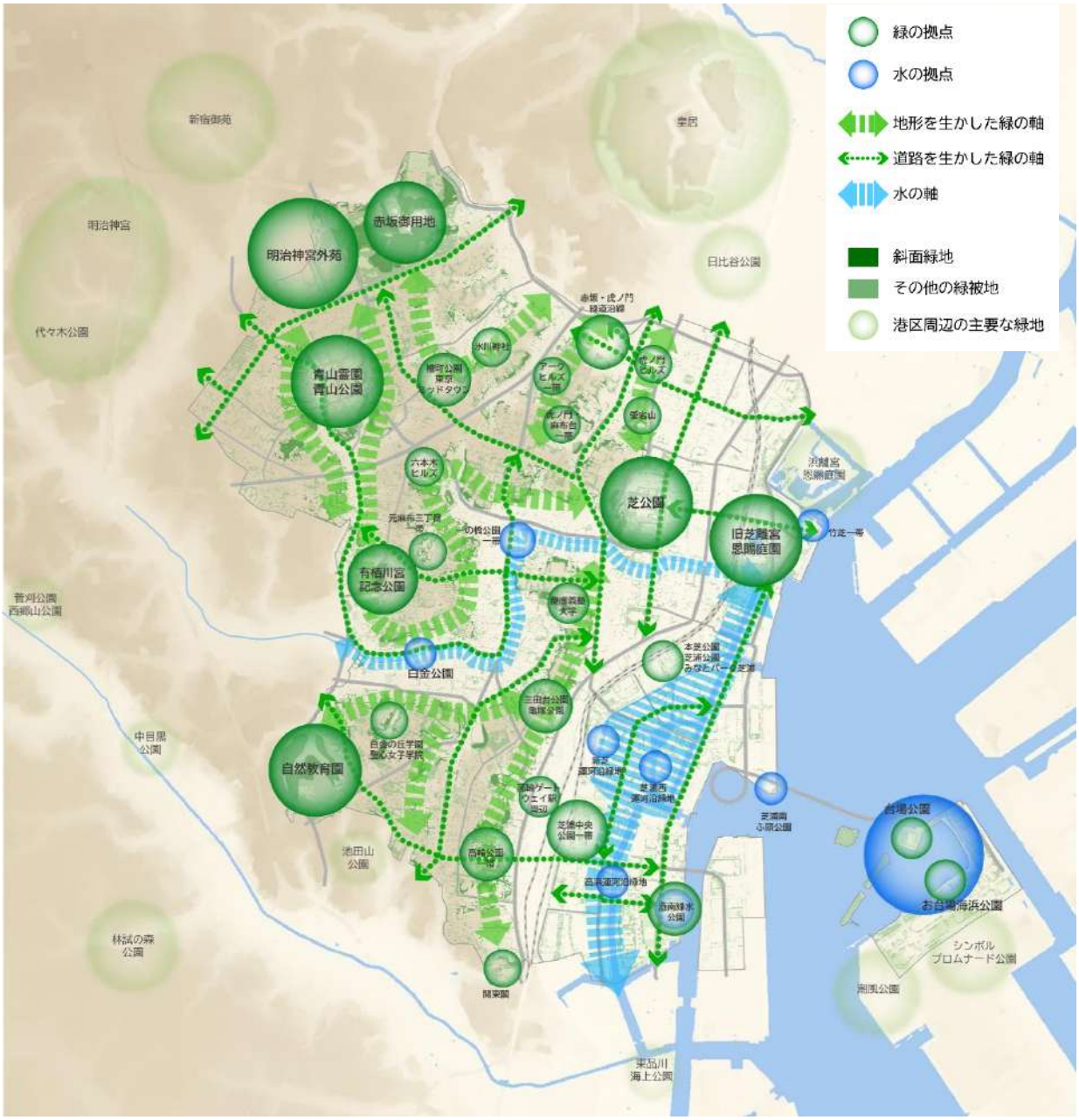

4 計画の目標

緑と水によってめざすまちの姿の実現に向けて、緑と水の量を確保していくとともに、質を向上させていくこと、すなわち「５つの柱」に沿って緑と水の機能を生かしていくことが必要です。

そこで、本計画では、取組の進捗を緑と水の量に着目して総合的に把握する「量に関する目標」と、緑と水の機能に着目した「質に関する目標」の２種類の目標を設定しました。

（１）量に関する目標

①緑被率に関する目標　令和 12（2030）年度までに緑被率 24%

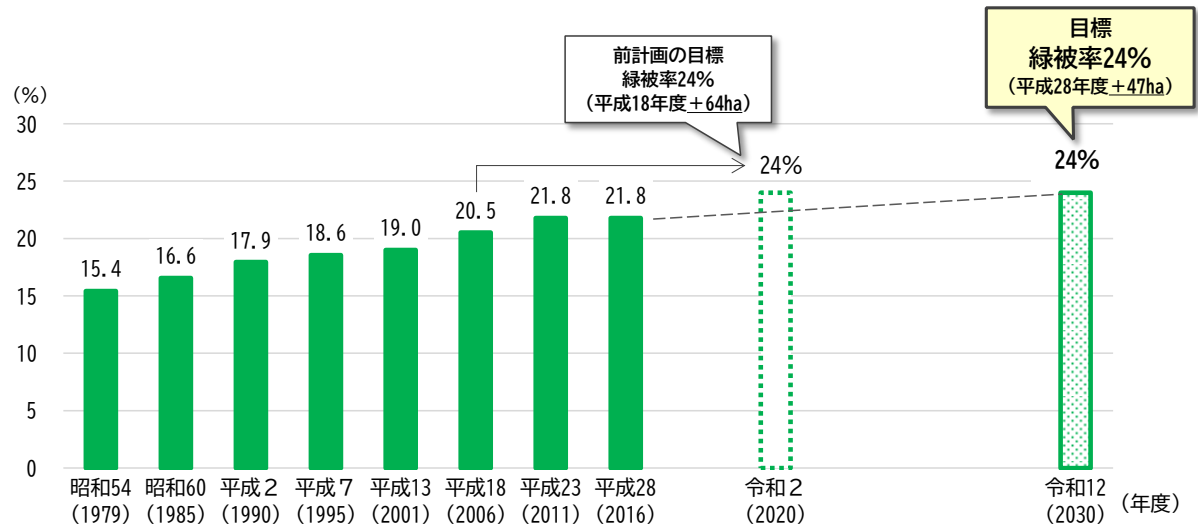

図３－４－１　緑被率の推移と目標

②公園・緑地に関する目標　令和 12（2030）年度までに公園・緑地※総面積 107ha

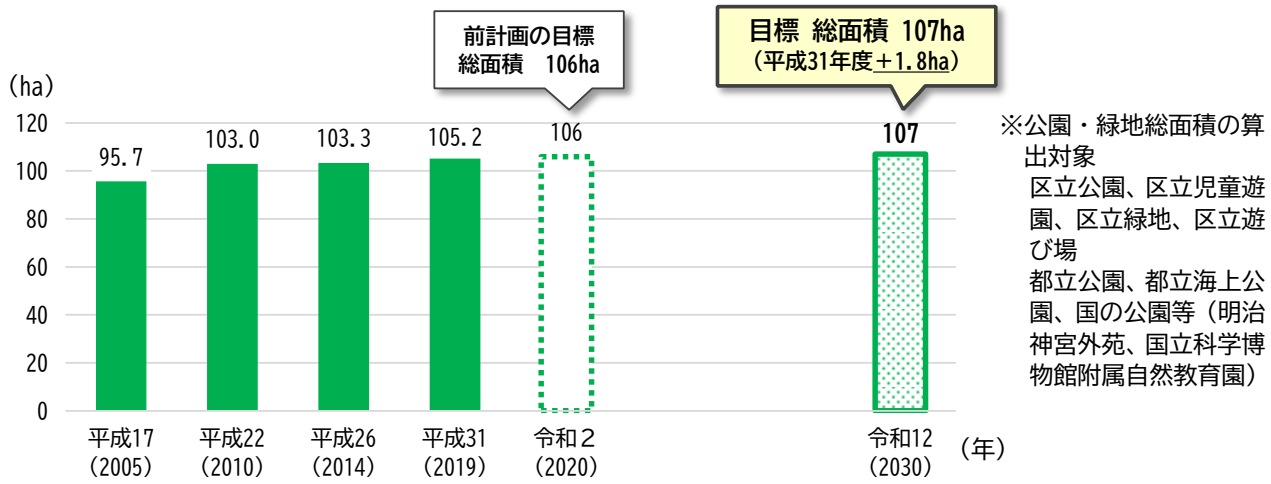

図３－４－２　公園・緑地の総面積の推移と目標

（２）質に関する目標

質に関する目標は、「第４章　将来像実現に向けた施策」の 14 の施策ごとに「緑と水の機能が発揮された状態」を定性的な目標として定め、その達成状況を把握する目安となる「参考指標」を設定しました。

なお、それらは「第４章　将来像実現に向けた施策」において個別に示します。